制定 平成 12·09·20 立局第 3 号 平成 1 2年 1 2月 2 2日 改正 2 0 2 3 1 2 1 2 保局第 1 号 令和 5 年 1 2 月 2 1 日

高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について

## I. 指定完成検査機関の指定要領

- 1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請
- (1)指定申請書には、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 (平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。)第14条各号に 規定する書類及び2.に掲げる審査項目について説明した書類を添付しな ければならない。
- (2)業務規程の認可の申請については、指定完成検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定完成検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定完成検査機関は、指定後、その指定の区分、地域又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は業務の範囲について、改めて規則第14条の規定により申請を行い、2. により審査を受けるものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略する ことができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(変更のない場合に限る。)
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面(変更のない場合に限る。)

#### 2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 指定申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格 (欠格事項) に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
  - ① 検査設備に関する事項
  - ② 統括完成検査員の資格及び数に関する事項
  - ③ その他の完成検査員の資格に関する事項
  - ④ 構成員の構成に関する事項
  - ⑤ 完成検査の業務の公正性確保に関する事項
  - ⑥ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項

3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 完成検査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 完成検査を行おうとする製造施設等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 完成検査証の交付に関する事項
- (6) 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項
- (7) 統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項
- (8) 完成検査を行った製造施設等に係る完成検査の申請書の保存に関する事項
- (9) 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (10) 完成検査の実施体制に関する事項
- (11) 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する 事項
- (12) 完成検査の結果の報告の体制及び完成検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
- (13) その他、完成検査の業務に関し必要な事項
- 4. 指定権者による指定完成検査機関の監督等

指定完成検査機関の指定権者は、指定完成検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

- 5. 指定完成検査機関審査要領
- (1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙1の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙2の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて指定完成検査機関としての指定(業務範囲等の変更を含む。)及び業務規程の認可の申請を行う者の事業所の調査(統括完成検査員に対する面談等)を行うことを妨げるものではない。

(2) 審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行う ものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。 なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

#### Ⅱ. 指定輸入検査機関の指定要領

- 1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請
- (1)指定申請書には、規則第23条の2各号に規定する書類及び2. に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2)業務規程の認可の申請については、指定輸入検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定輸入検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定輸入検査機関は、指定後、地域又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする地域の範囲について、改めて規則第36条の規定により申請を行い、2. により審査を行うものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略する ことができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(変更のない場合に限る。)
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面(変更のない場合に限る。)

#### 2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 指定申請書及び添付書類に関する事項
- (2)申請者の資格(欠格事項)に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
  - ① 検査設備に関する事項
  - ② 輸入検査を実施する者の資格及び数に関する事項
  - ③ 構成員の構成に関する事項
  - ④ 輸入検査の業務の公正性確保に関する事項
  - ⑤ 経理的基礎に関する事項
- (4)帳簿に関する事項

#### 3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 輸入検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 輸入検査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 輸入したガス種及び当該ガスが充てんされた容器に応じた輸入検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 輸入検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 輸入検査合格証の交付に関する事項
- (6) 輸入検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- (7) 輸入検査を実施する者の配置及び教育に関する事項

- (8) 輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の保存に関する事項
- (9) 輸入検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (10) 輸入検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する 事項
- (11) 輸入検査の結果の報告の体制及び記録を記載する報告書の様式に関する 事項
- (12) その他、輸入検査の業務に関し必要な事項
- 4. 指定権者による指定輸入検査機関の監督等

指定輸入検査機関の指定権者は、指定輸入検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

- 5. 指定輸入検査機関審査要領
- (1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原期として書類審査により、指定に際しては別紙3の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙4の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて指定輸入検査機関としての指定(業務範囲等の変更を含む。)及び業務規程の認可の申請を行う者の事業所の調査(輸入検査を実施する者に対する面談等)を行うことを妨げるものではない。

(2)審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行う ものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。 なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

## Ⅲ. 指定容器検査機関の指定要領

- 1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請
- (1)指定申請書には、規則第36条各号に規定する書類及び2.に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2)業務規程の認可の申請については、指定容器検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定容器検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定容器検査機関は、指定後、その指定の区分、地域又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は業務の範囲について、改めて規則第36条の規定により申請を行い、2. により審査を行うものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略する ことができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(変更のない場合に限る。)
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法 人の名称)並びにその構成割合を記載した書面(変更のない場合に限 る。)

#### 2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格 (欠格事項) に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
  - ① 検査設備に関する事項
  - ② 容器検査、附属品検査、容器再検査又は附属品再検査又は型式承認試験(以下「容器検査等又は型式承認試験」という。)を実施する者の資格及び数に関する事項
  - ③ 構成員の構成に関する事項
  - ④ 容器検査等又は型式承認試験の業務の公正性確保に関する事項
  - ⑤ 経理的基礎に関する事項
- (4)帳簿に関する事項

## 3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 容器検査等又は型式承認試験の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 容器検査等又は型式承認試験の業務を行う場所に関する事項
- (3) 容器検査等又は型式承認試験を行おうとする容器等に応じた検査項目に 係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 容器検査等又は型式承認試験に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 容器等の刻印に関する事項
- (6) 容器等の型式承認試験合格証の交付に関する事項
- (7) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の選任及び解任に関する事項
- (8) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の配置並びに教育に関する事項
- (9) 容器検査等又は型式承認試験を行った容器又は附属品に係る容器検査等 又は型式承認試験の申請書の保存に関する事項
- (10) 容器検査等又は型式承認試験を行う際に携帯する身分証及びその携帯に 関する事項
- (11) 容器検査等又は型式承認試験に係る協力会社との関係、業務の区分、責

任の所在等に関する事項

- (12) 容器検査等又は型式承認試験の記録を記載する報告書の様式に関する事項
- (13) その他、容器検査等又は型式承認試験の業務に関し必要な事項
- 4. 指定権者による指定容器検査機関の監督等

指定容器検査機関の指定権者は、指定容器検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

- 5. 指定容器検査機関審査要領
- (1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙5の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙6の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて指定容器検査機関としての指定(業務範囲以外の変更を含む。)及び業務規程の認可の申請を行う者の事務所の調査(検査設備、組織及び管理体制等について)を行うことを妨げるものではない。

(2)審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行う ものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。 なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

#### IV. 指定特定設備検査機関の指定要領

- 1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請
- (1)指定申請書には、規則第47条各号に規定する書類及び2.に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2)業務規程の認可の申請については、指定特定設備検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定特定設備検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定特定設備検査機関は、指定後、その指定の区分、地域又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は業務の範囲について、改めて規則第47条の規定により申請を行い、2. により審査を行うものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略する ことができる。

① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(変更のない場合に限る。)

- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面(変更のない場合に限る。)

## 2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1)申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格 (欠格事項) に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
  - ① 検査設備に関する事項
  - ② 特定設備検査を実施する者の資格及び数に関する事項
  - ③ 構成員の構成に関する事項
  - ④ 特定設備検査の業務の公正性確保に関する事項
  - ⑤ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項
- 3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 特定設備検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 特定設備検査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 特定設備検査を行おうとする特定設備に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 特定設備検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 特定設備検査合格証の交付に関する事項
- (6) 特定設備基準適合証の交付に関する事項
- (7)特定設備検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- (8) 特定設備検査を実施する者の配置及び教育に関する事項
- (9) 特定設備検査を行った特定設備に係る特定設備検査の申請書の保存に関する事項
- (10) 特定設備検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (11) 特定設備検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関 する事項
- (12) 特定設備検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
- (13) その他、特定設備検査の業務に関し必要な事項
- 4. 指定権者による指定特定設備検査機関の監督等

指定特定設備検査機関の指定権者は、指定特定設備検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

# 5. 指定特定設備検査機関審査要領

(1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙7の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙8の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて指定特定設備検査機関としての指定 (業務範囲以外の変更を含む。)及び業務規程の認可の申請を行う者の事 務所の調査(検査設備、組織及び管理体制等について)を行うことを妨げ るものではない。

#### (2)審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行う ものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。 なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載 すること。

#### V. 検査組織等調査機関の指定要領

- 1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請
- (1) 指定申請書には、規則第66条の3各号に規定する書類及び2. に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2)業務規程の認可の申請については、検査組織等調査機関の指定を受けた 後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を 受けた後でなければ検査組織等調査機関としての業務は実施できない。
- (3)検査組織等調査機関は、指定後、その指定の区分又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分又は業務の範囲について、改めて規則第66条の3の規定により申請を行い、2.により審査を行うものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略する ことができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(変更のない場合に限る。)
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面(変更のない場合に限る。)

# 2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 指定申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格 (欠格事項) に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
  - ① 統括検査組織等調査員の資格及び数に関する事項
  - ② その他の検査組織等調査員の資格に関する事項
  - ③ 構成員の構成に関する事項
  - ④ 検査組織等調査の業務の公正性確保に関する事項
  - ⑤ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項
- 3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 検査組織等調査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 検査組織等調査の業務を行う場所に関する事項
- (3)検査組織等調査指定の区分に応じた調査項目に係る検査組織等調査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 検査組織等調査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 認定完成検査実施者調査証、認定保安検査実施者調査証、容器保安規則 第46条第2項の書面及び特定設備検査規則第63条第3項の書面の交付に 関する事項
- (6) 統括検査組織等調査員の選任及び解任に関する事項
- (7) 統括検査組織等調査員及び検査組織等調査員の配置及び教育に関する事項
- (8) 検査組織等調査を行った事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に係る 検査組織等調査の申請書の保存に関する事項
- (9)検査組織等調査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (10) 検査組織等調査の実施体制に関する事項
- (11) 検査組織等調査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に 関する事項
- (12) その他、検査組織等調査の業務に関し必要な事項
- 4. 指定権者による検査組織等調査機関の監督等

検査組織等調査機関の指定権者は、検査組織等調査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

- 5. 検査組織等調査機関審査要領
- (1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙9の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙10の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて検査組織等調査機関としての指定 (業務範囲等の変更を含む。)及び業務規程の認可の申請を行う者の事業 所の調査を行うことを妨げるものではない。

# (2)審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行う ものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。 なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

別紙1 指定審査評価表(指定完成検査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごる	との評定	特記事項
雷县-只口	и д х н	刊是条字	合	否	小品子名
申請書及び添付書類に関する事項	<ul><li>申請書及び添付書類の整備状況</li></ul>	1. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。) に基づく指定試験機関等に関する省令(平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。) 第14条に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。			
	・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対昭表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)	2. 登記簿の謄本は申請日以前1年以内のものであること。			
	(d) 申請者が法人である場合は、役員 又は構成員の氏名及び略歴(構成員 が法人である場合は、その法人の名 称)並びにその構成割合を記載した 書面	(参考:指定の基準に関する事項④)			
	(e) 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面	(参考:指定の基準に関する事項①)			
	(f) 完成検査を実施する者の氏名及び 資格を記載した書面	3. 統括完成検査員のみでよい。 (参考:指定の基準に関する事項②及び ③)			
	(g) 完成検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて完成検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能 ④ 検査の実績及び検査能力 ⑤ 完成検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し (i) 完成検査を実施する製造施設等の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合には、協力会社の業務範囲を含む。)、所要日数及び1月当たりの検査実施能力	(参考:指定の基準に関する事項⑤)			
	・指定を受けようとする区分、地域及び 業務の範囲	4. 規則第13条の規定に基づき、指定 を受けようとする区分、地域及び業務 の範囲が明確になっていること。			
申請者の資格に 関する事項	・欠格事項	5. 規則第 14 条第 5 号に規定するとおり、法第 58 条の 19 の欠格条項に該当していないこと。			
	・完成検査の公正性の確保	6. 申請者は、規則第14条第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 完成検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正に			

		するおそれのある影響を受けないこと。 3) その他、完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。例えば、検査対象設備の設計、製造、輸入又は使用に直接関与しないこと。	
指定の基準に関する事項 ① 検査設備に 関する事項	・必要な検査設備は、次に掲げるものとする。 a) 安全弁作動試験用器具又は設備b) 圧力計精度確認用器具c) 温度計精度確認用器具d) 肉厚測定用器具e) 耐圧試験用設備f) 気密試験用設備	7. 1) 完成検査に必要な機械器具その他の設備を保有又は借入れにより確保していること。	
	g) 非破壊探傷検査用設備 h) その他製造施設等に応じて必要な 機械器具その他の設備	2) 指定の区分、業務範囲等に応じて 必要な機械器具その他の設備が明確 にされていること。	
	・機械器具その他の設備についての添付 書類	<ul><li>3) 規則第14条第4号口に規定する内容が記載されたものであること。</li><li>① 機械器具その他の設備の数</li><li>② 機械器具その他の設備の性能</li><li>③ 機械器具その他の設備の所在場所及びその所有又は借入の別</li></ul>	
		4) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合は、借入れ先との契約関係が明確であり、完成検査の実施に支障を及ぼさないものであること。	
		8.機械器具その他の設備の管理は次に 適合すること。 1) 精度と正確さを保つために、次の 事項が明確となった規程等が定められていること。 ① 管理が必要となる設備の選定 ② 国で定める基準・規格で精度等が規定されている設備の選定 ③ 設備の点検頻度、点検方法及び判定基準 ④ 調整・校正後の有効期間 ⑤ 調整・校正後における不適合の場合の措置の方法、(再調整・校正、パ	
		ーツ交換並びに廃棄等の手順を含む。) ⑥ 精度等が確認された設備に対する有効期間等の表示の方法 ⑦ 精度確保後の保護手段 ⑧ 使用中に精度不良が発見された場合の措置 ⑨ 取扱い、安全対策、保存又は保管の方法 2) 機械器具その他の設備及び計測・測	
		定後の精度維持に関する適切な管理者が定められていること。 3) 上記 1)に従い管理される機械器具その他の設備を管理する台帳が整備されていること。 4) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合も借入先において 1)~3)に掲げる管理がなされていることを管理者が定期に確認を行うこと。確認の状況について、記録として残されていること。	

② 完成検査を 実施する者の 資格に関する 事項	・統括完成検査員の資格	9. 統括完成検査員は行おうとする完成 検査の区分に応じて、規則第 16 条第 1項各号に規定する資格を有する者で あること。 1) 指定完成検査機関の運営に関し、 十分意見を反映し得る役職にあり、 かつ、次の①~③いずれかの経験を 有する者であること。 ① 所定の免状の交付を受け、か つ、高圧ガスの製造の作業又は高 圧ガスの製造施設に係る高圧ガス の保安のための検査の実務に関す る経験を有していること。 ② 所定の島圧ガスの製造下係る高圧 ガスの製造施設に係る馬圧ガスの 保安のための検査の実務に関する経験を有していること。 ② ①又は②と同等以上のものと通 商産業大臣が認める経験を有して いること。 2) 指定完成検査機関が常時雇用して	
	・完成検査員の資格	2) 指定元放検金機関が吊時雇用している職員(出向者を含む。)であること。 10. 完成検査員は行おうとする完成検査	
	元本株正男・クヌ旧	の区分に応じて、規則第16条第2項 各号に規定する資格を有する者である こと。	
③ 統括完成検 査員の数等に 関する事項	・統括完成検査員の数	11. 統括完成検査員1名が検査することができる製造施設等を有する事業所数は規則第17条第1項各号に規定する数であること。 1) 規則第17条第1項第1号に掲げる特定施設を有する事業所600箇所2) 規則第17条第1項第2号に掲げる特定施設を有する事業所150箇所3) 規則第17条第1項第3号に掲げる特定施設を有する事業所150箇所4) 規則第17条第1項第4号に掲げる特定施設を有する事業所30箇所5) 規則第17条第1項第5号に掲げる特定施設を有する事業所30箇所5) 規則第17条第1項第5号に掲げる特定施設を有する事業所200箇所	
	・統括完成検査員の一覧表等(統括完成 検査員の職歴(検査経歴を含む。)、 取得資格等を記載したもの。)	12. 規則第 14 条第 4 号ハに規定する内容が記載されたものであって、8.、9. 及び 10. の内容について十分確認できるものであること。	
<ul><li>④ 構成員の構成に関する事項</li></ul>	・役員の氏名及び略歴並びに次に掲げる法人の種類に応じた構成員の氏名又は名称 ① 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 34 条に基づき設立された法人社員 ② 商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 53 条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法(昭和 15 年法律第 47 号)第 1 条第 1 項の有限会社社員 ③ 商法第 53 条の株式会社 株主 ④ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 4 条第 1 項の農業協同組合 組合員 ⑤ 中小企業等協同組合法第 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合	13. 規則第14条第4号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。 1) 役員及び構成員は、完成検査の公公正な実施に支障を及ぼすおそれがあってはならないものであること。 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した書面は、事業計画書、業務規程等に照らし合わせること等により完成検査の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれがないことを確認できるものであること。	

	法第4条第1項の農業組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する 者			
	<ul><li>⑥ その他の法人 当該法人に応じて①から⑤までに掲げる者に類する者</li></ul>			
	・役員等の略歴等に関する添付書類 (法人全体の組織図及び構造図を含 む。)	2) 法人全体の組織図及び人員配置が 記載されたものであって、その構成 が完成検査業務を円滑に遂行する能 力を維持できる組織及び機構である こと。		
⑤ 完成検査の 業務の公正性 確保に関する 事項	・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること(完成検査以外の業務を実施している場合には、完成検査以外の業務との関係を含む。)	14. 規則第14条第4号二及び第18条の 2各号に規定する内容が記載されたも のであり、次の要件に適合していること 1) 完成検査以外の業務の種類及び概 要が明記されていること。 2) 完成検査業務以外の業務により、 完成検査業務の物理的能力に支障を 及ぼさないこと、及び申請者の経理 的基礎が不安定になるおそれがない こと。		
	a) 特定の者を不当に差別的に取扱う ものでないこと b) 完成検査を受ける者との取引関係 その他の利害関係の影響を受けない こと	3) 特定の者を不当に差別的に取扱うおそれ(手数料、検査所要期間、事務手続上の差別等)がないこと。 4) 完成検査を実施する者が、自ら完成検査の対象となる設備について設計、製造、据え付け、修理等完成検査以外の業務を行わないことが、明確に定められていること。 5) 完成検査業務の公正な執行の支障となる覚書又は協定がないこと。		
	c) その他完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	6) 完成検査担当部門の職務分掌及び 権限が明確に定められ、完成検査を 行う設備について他の業務を行わ ず、他部門から不当な拘束を受けな いようになっていること。		
⑥ 経理的基礎 に関する事項	• 経理的基礎	15. 公正な完成検査業務を適確かつ円滑に実施するに当たり 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。 2) 完成検査業務を行うための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること。 3) 検査の瑕疵に起因するトラブルが発生した場合にも当該トラブルに対し、自らの責任に応じて対応できる措置(財政的な備え、損害賠償責任保険への加入など)が講じられていること。		
帳簿に関する事 項	・帳簿	16. 規則第67条第2項に規定する帳簿の様式が定められていること。		
	・帳簿の保存体制	17. 帳簿は、検査を実施した日から6年間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。		

別紙2 業務規程認可審查評価表(指定完成検査機関)

審查項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定		特記事項
田上次日	₩4 EL 7欠 日	11. 亿	合	否	小旷事识
業務規程に関す る事項	<ul><li>(業務規程の記載事項)</li><li>・完成検査の業務を行う時間及び休日に 関する事項</li></ul>	○ 規則第22条に規定する項目が全て 業務規程中に定められていること			
	・完成検査の業務を行う場所に関する事項				
	・完成検査を行おうとする特定施設等に 応じた検査項目に係る検査の方法及び その結果の判定方法に関する事項				
	・完成検査に係る手数料の収納の方法に 関する事項				
	・完成検査証の交付に関する事項	1) 完成検査証の交付については、交 付日付等都道府県の規定を踏襲する ものとし明確になっていること。			
	・統括完成検査員の選任及び解任に関する事項	2) 統括完成検査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。			
	・統括完成検査員及び完成検査員の配置 並びに教育に関する事項	3) 厳正かつ適正な完成検査を実施するため、統括完成検査員及び完成検査員に対して、配置当初及び配置後定期に、統括完成検査員及び完成検査員の能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。			
	・完成検査を行った製造施設等に係る完 成検査の申請書の保存に関する事項	4) 完成検査申請書は完成検査実施事業所個々に、次回保安検査日まで保存することが明確になっていること。			
	・完成検査を行う際に携帯する身分証及 びその携帯に関する事項	5) 本人と確認できる身分証明書及び 完成検査を行う際のその携帯に関す る事項が明確になっていること。			
	・完成検査の実施体制に関する事項	6) 完成検査の実施に当たっては、指定を受けようとする区分、施設の種類及びその規模に応じ、規則第15条に規定する機械器具その他の設備を用いて規則第16条第2項に規定する完成検査員又は規則第16条第1項で規定する統括完成検査員が実施(統括完成検査員にあっては現場での立会を含む。)し、かつ、統括完成検査員が完成検査員その他作業員の指揮、監督、検査工程の管理及び検査全般の判定を行うこととされており、具体的な要領等がマニュアル等により明確になっていること。			
	・完成検査に係る協力会社との関係、業 務の区分、責任の所在等に関する事項	7) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。			
		8) 完成検査の作業範囲、責任の所在 が明確になっていること。 (参考:別紙1中申請書及び添付書類に			

#### 関する事項) ・完成検査の結果の報告の体制及び保安 9) 法第20条第4項の規定に基づく都 道府県知事への完成検査結果の報告 検査の記録を記載する報告書の様式に 関する事項 方法が業務規程中に明確になってい ること。 ・前各号に掲げるもののほか、完成検査 の業務に関し必要な事項 a) 完成検査を受け付けられない場合 10) 法第58条の21に規定する「正当 な理由」について明確に規定してい ること。 b) 罰則規定 11) 社内規程等により罰則規定等が明 確になっていること。 12) 検査結果等についての調査、研究 c)検査技術等に関する調査、研究体制 等について の実施及び検査実績に基づく不具合 等について分析するとともに、それ らを整理し、有効に活用できるよう になっていること。 d)情報の収集について 13) 完成検査の業務に必要な情報の収 集方法及び整理、分類の手法が確立 しており、その手法に基づき整理、 分類できるよう体制が整備されてい ること。 e) 統括完成検査員及び完成検査員に対 14) 完成検査の対象となる、事業所 する検査実施上留意すべき事項の周 個々についての検査実施上留意すべ 知・教育体制について き事項について、統括完成検査員及 び完成検査員に定期に教育等を実施 する体制が整備されていること。 実施状況等が記録として残されて いること。 f) 完成検査を実施した製造施設等に事 15) 事故が発生した特定施設等を有す 故(高圧ガス事故に限る。) が発生 る都道府県と協力して事故原因の究 した場合の対応について 明等を行う体制を完成検査の実施に g) 都道府県との協力体制 影響を及ぼさない上で整備する旨規 定していること。 事故の発生、事故原因の究明等の 状況につき指定権者に速やかに報告 する旨規定していること。 h)検査申請者等から受けた苦情を解決 16) 検査申請者等から受けた苦情を解 するための方針及び手続きについて 決する方針及び手続きを規定してい ること。全ての苦情の記録と指定完 成検査機関が取ったその処置の記録 を保存する旨規定していること。 苦情その他の状況からみて、指定 完成検査機関の方針若しくは手続き 又は指定の基準に対する検査機関の 適合性、又は指定完成検査機関の検 査の品質に関して疑義が生じた場

i) 指定後の指定権者への諸手続きにつ

いて

合、指定完成検査機関は、その関連 の活動と責任の範囲に対して遅滞な く確認作業を行うことを確実にする

17) 事業所の所在地、名称、役員又は

構成員の選任、統括完成検査員の選 任及び解任、協力会社との提携、提 携内容等、業務規程の認可に係る変 更及び業務の休廃止の届出等の諸手 続について明確に規定しているこ

旨規定していること。

別紙3 指定審査評価表(指定輸入検査機関)

審査項目	調査項目	判 定 基 準	区分ごとの評定		特記事項
田丘次日			合	否	NETA
申請書及び添付書類に関する事項	・申請書及び添付書類の整備状況	1. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)に基づく指定試験機関等に関する省令(平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。)第23条の2に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。			
	・ 添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)	2. 登記簿の謄本は申請日以前1年以内のものであること。			
	(d) 申請者が法人である場合は、役員 又は構成員の氏名及び略歴(構成員 が法人である場合は、その法人の名 郭)並びにその構成割合を記載した 書面	(参考:指定の基準に関する事項④)			
	(e) 輸入検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面	(参考:指定の基準に関する事項①)			
	(f) 輸入検査を実施する者の氏名及び 資格を記載した書面	(参考:指定の基準に関する事項②及び ③)			
	(g) 輸入検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて完成検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 輸入検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能 ④ 検査の実績及び検査能力 ⑤ 輸入検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し (i) 輸入検査を実施する製造施設等の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合には、協力会社の業務範囲を含む。)、所要日数及び1月当たりの検査実施能力	(参考:指定の基準に関する事項⑤)			
	・指定を受けようとする地域及び業務の 範囲	3. 高圧ガス保安法施行令第18条、第 19条及び規則第23条の2の規定に基 づき、指定を受けようとする地域及び 業務の範囲が明確になっていること。			
申請者の資格に 関する事項	・欠格事項	4. 規則第23条の2第5号に規定する とおり、法第58条の19の欠格条項に 該当していないこと。			
	・輸入検査の公正性の確保	5. 申請者は、規則第23条の2第6号に規定する公正性を確保していること 1) 輸入検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正に			

するおそれのある影響を受けないこ 3) その他、輸入検査の公正な実施に 支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象のガス、当該ガ スを充てんした容器の輸入又は使用 に直接関与しないこと。 指定の基準に関 ・必要な検査設備は、次に掲げるものと 1) 輸入検査に必要な機械器具その他 する事項 する。 ① 検査設備に (1)内容物確認試験用の設備 の設備を保有又は借入れにより確保 関する事項 (a) ガスクロマトグラフ していること。 (b) 圧力計 (c) 温度針 2) 規則第23条の2第4号ロに規定す (d) 加圧試験装置 る内容が記載されたものであるこ (e) 温水試験槽 (2)容器の安全度試験 ① 機械器具その他の設備の数 ② 機械器具その他の設備の性能 (a) 寸法測定器具 (b) 引張試験機 ③ 機械器具その他の設備の所在場 (c) 衝撃試験機 所及びその所有又は借入の別 (d) 金属顕微鏡 (e) 金属用硬さ試験機 3) 機械器具その他の設備を外部から (f) 超音波探傷試験設備、磁粉探傷試 借入れる場合は、借入れ先との契約 験設備又は浸透探傷試験設備 関係が明確であり、輸入検査の実施 (g) 放射線透過試験設備 に支障を及ぼさないものであるこ (h) 耐圧試験設備 (i) 破裂試験設備 (j) はかり (k) 気密試験設備 (1) 内視鏡及び照明器具 (m) 圧力サイクル試験設備 (n) 高圧加圧試験設備 (o) ねじ顕微鏡、拡大投影鏡又は形状 測定機 (p) 断熱性能試験設備又は保冷性能試 験設備 (q) 火炎暴露試験設備 (r) 耐酸試験設備 (s) 塩水噴霧試験設備 (t) 振り子式衝撃試験設備 (u) 万能試験機 (v) 安全弁作動試験装置 (w) トルクメーター (x) ゴム用硬さ試験機 (y) ばね試験機 機械器具その他の設備についての添 7. 機械器具その他の設備の管理は次に 付書類 適合すること。 1) 精度と正確さを保つために、次の 事項が明確となった規程等が定めら れていること。 ① 管理が必要となる設備の選定

- ② 国で定める基準・規格で精度等が 規定されている設備の選定
- ③ 設備の点検頻度、点検方法及び 判定基準
- ④ 調整·校正後の有効期間
- ⑤ 調整·校正後における不適合の場合の措置の方法(再調整·校正、パーツ交換並びに廃棄等の手順を含む。)
- ⑥ 精度等が確認された設備に対す る有効期間等の表示の方法
- ⑦ 精度確保後の保護手段
- ⑧ 使用中に精度不良が発見された 場合の措置
- ⑨ 取扱い、安全対策、保存又は保管の方法
- 2) 機械器具その他の設備及び計測・測

		定後の精度維持に関する適切な管理 者が定められていること。 3) 上記 1)に従い管理される機械器具 その他の設備を管理する台帳が整備 されていること。	
		4) 機械総具その他の設備を外部から借入れる場合も借入先において1)~3)に掲げる管理がなされていることを管理者が定期に確認を行うこと。確認の状況について、記録として残されていること。	
② 輸入検査を 実施する者の 資格に関する 事項	・輸入検査を実施する者の資格	8. 1) 輸入検査を実施する者に係る要件は、規則第23条の4に規定する条件のいずれか一に該当するものであること。 ① 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状者しくは甲種科学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学者しくは高等専門	
		学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、容器の製造の作業、容器の検査又は輸入高圧ガスの検査の実務に関する2年以上の経験を有すること。 ② 学校教育法による高等学校又は	
		従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、容器の製造の作業、容器の検査又は輸入高圧ガスの検査の実務に関する4年以上の経験を有すること。 ③ 前2号に掲げる条件と同等以上	
		のものと通商産業大臣が認めたもの。  2) 指定輸入検査機関が常時雇用している職員(出向者を含む。)であること。	
<ul><li>③ 輸入検査を 実施する者の 数等に関する 事項</li></ul>	・輸入検査を実施する者の数	9. 輸入検査を実施する者を2名以上確保し、かつ、1名が検査することができる輸入高圧ガスの件数は、1年間で150以下であること。	
	・輸入検査実施者の一覧表等(職歴(検 査経歴を含む。)、取得資格等を記載 したもの。)	10. 規則第23条の2第4号ハに規定する内容が記載されたものであって、7. 及び8. の内容について十分確認できるものであること。	
<ul><li>④ 構成員の構成に関する事項</li></ul>	<ul> <li>・役員の氏名及び略歴並びに次に掲げる法人の種類に応じた構成員の氏名又は名称</li> <li>① 民法 (明治29年法律第89号)第34条に基づき設立された法人社員</li> <li>② 商法 (明治32年法律第48号)第53条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法(昭和15年法律第47号)第1条第1項の有限会社社員</li> <li>③ 商法第53条の株式会社 株主</li> <li>④ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条の事業協</li> </ul>	11. 規則第23条の2第4号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。 1) 役員及び構成員は、完成検査の公公正な実施に支障を及ぼすおそれがあってはならないものであること。 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した書面は、事業計画書、業務規報等に照らし合わせること等により輸入検査の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれがないことを確認できるものであること。	

		T	 ,
	同組合、事業協同小組合及び企業 組合並びに農業協同組合法(昭和 22 年法律第132 号)第4条第1項 の農業協同組合 組合員 ⑤ 中小企業等協同組合法第3条の 協同組合連合会及び農業協同組合 法第4条第1項の農業組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する 者 ⑥ その他の法人 当該法人に応じ て①から⑤までに掲げる者に類す る者		
	・役員等の略歴等に関する添付書類 (法人全体の組織図及び構造図を含む。)	3) 法人全体の組織図及び人員配置が 記載されたものであって、その構成 が完成検査業務を円滑に遂行する能 力を維持できる組織及び機構である こと。	
⑤ 輸入検査の 業務の公正性 確保に関する 事項	・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること(輸入検査以外の業務を実施している場合には、輸入検査以外の業務との関係を含む。)	12. 規則第23条の2第4号二及び第18条の2各号に規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。 1) 輸入検査以外の業務の種類及び概要が明記されていること。 2) 輸入検査業務以外の業務により、輸入検査業務の物理的能力に支障を及ぼさないこと、及び申請者の経理的基礎が不安定になるおそれがないこと。	
	a) 特定の者を不当に差別的に取扱うものでないこと b) 輸入検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと c) その他輸入検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	3) 特定の者を不当に差別的に取扱うおそれ(手数料、検査所要期間、事務手続上の差別等)がないこと。 4) 輸入検査を実施する者が、自ら輸入検査の対象となる高圧ガスについて、輸入検査以外の業務を行わないことが明確に定められていること。 5) 輸入検査業務の公正な執行の支となる覚書又は協定がないこと。 6) 輸入検査担当部門の職務分掌及び権限が明確に定められ、輸入検査を輸入高圧ガスについて他の業務を行わず、他部門から不当な拘束を受けないようになっていること。	
<ul><li>⑥ 経理的基礎 に関する事項</li></ul>	• 経理的基礎	13. 公正な輸入検査業務を適確かつ円済に実施するに当たり 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。 2) 輸入検査業務を行うための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること。 3) 検査の瑕疵に起因するトラブルが発生した場合にも、当該トラブルに対し自らの責任に応じて対応できる措置(財政的な備え、損害賠償責任保険への加入など)が講じられていること。	
帳簿に関する事 項	・帳簿	14. 規則第67条第3項に規定する帳簿の様式が定められていること。	
	・帳簿の保存体制	15. 帳簿は、検査を実施した日から6年間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。	

別紙4 業務規程認可審查評価表(指定輸入検査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
業務規程に関す る事項	(業務規程の記載事項)	○ 規則第23条の11に規定する項目が 全て業務規程中に定められていること			
	・輸入検査の業務を行う時間及び休日に 関する事項	1 ()(1)/(1)/(1)/(1)			
	・輸入検査の業務を行う場所に関する事 項				
	・輸入検査を行おうとする輸入高圧ガス (当該高圧ガスを充てんした容器を含む)に応じた検査項目に係る検査の方 法及びその結果の判定方法に関する事 項				
	・輸入検査に係る手数料の収納の方法に 関する事項				
	・輸入検査証の交付に関する事項	1) 輸入検査証の交付については、交付日付等都道府県の規定を踏襲する ものとし明確になっていること。			
	・輸入検査を実施する者の選任及び解任 に関する事項	2) 輸入検査を実施する者の選任・解 任については、その方法及び大臣等 への届出等について明確に規定され ていること。			
	・輸入検査を実施する者の配置並びに教育に関する事項	3) 厳正かつ適正な輸入検査を実施するため、輸入検査を実施する者に対して、配置当初及び配置後定期に、能力の維持・向上のための適切な数育・研修プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。			
	・輸入検査を行った高圧ガスに係る輸入 検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の 保存に関する事項	4) 輸入検査申請書及び輸入高圧ガス 明細書は適切な期間(少なくとも当 該輸入高圧ガスが消費されると見込 まれる期間まで)を設定して保存す ることが明確になっていること。			
	・輸入検査を行う際に携帯する身分証及 びその携帯に関する事項	5) 本人と確認できる身分証明書及び 輸入検査を行う際のその携帯に関す る事項が明確になっていること。			
	・輸入検査の実施体制に関する事項	6) 輸入検査の実施に当たっては、規 則第23条の3に規定する機械器具そ の他の設備を用いて規則第23条の4 に規定する輸入検査を実施する者が 実施しており、具体的な要領等がマ ニュアル等により明確になっている こと。			
	・輸入検査に係る協力会社との関係、業 務の区分、責任の所在等に関する事項	7) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 8) 輸入検査の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。			
		(参考:別紙1中申請書及び添付書類に 関する事項)			
	・輸入検査の結果の報告の体制及び輸入 検査の記録を記載する報告書の様式に 関する事項	9) 法第22条第2項の規定に基づく都 道府県知事への輸入検査結果の報告 方法が業務規程中に明確になってい			

ること。 ・前各号に掲げるもののほか、輸入検査 の業務に関し必要な事項 a) 輸入検査を受け付けられない場合 10) 法第58条の30の2において準用 する法第58条の21に規定する「正 当な理由」について明確に規定して いること。 11) 社内規程等により罰則規定等が明 b) 罰則規定 確になっていること。 c) 検査技術等に関する調査、研究体 12) 情報の収集方法及び整理、分類の 手法が確立しており、その手法に基 制について づき整理、分類できるよう体制が整 備されていること。 d) 検査実施上留意すべき事項の周 13) 輸入検査の対象となる高圧ガスに 知・教育体制について ついての検査実施上留意すべき事項 について、輸入検査実施者に定期に 教育等を実施する体制が整備されて いること。 実施状況等が記録として残されて いること。 e) 輸入検査を実施した高圧ガス(当 14) 事故が発生した高圧ガスの輸入者 及び陸揚地を管轄する都道府県等と 該高圧ガスを充てんした容器を含 む。) に係る事故(高圧ガス事故に 協力して事故原因の究明等を行う体 限る。) が発生した場合の対応につ 制を、輸入検査の実施に影響を及ぼ さない上で整備する旨規定している f) 都道府県との協力体制 こと。 事故の発生、事故原因の究明等の 状況につき指定権者に速やかに報告 する旨規定していること。 g) 輸入検査申請者等から受けた苦情 15) 検査申請者等から受けた苦情を解 を解決するための方針及び手続につ 決するための方針及び手続を規定し ていること。全ての苦情の記録と検 査機関がとったその処直の記録を保 存している旨規定していること。 苦情その他の状況からみて、指定 輸入検査機関の方針、手続き又は指 定の基準に対する検査機関の適合 性、又は検査機関の検査の品質につ いて疑義が生じた場合、指定輸入検 査機関は、その関連の活動と責任の 範囲に対して遅滞なく監査を行うこ とを確実にする旨規定しているこ

16) 事業所の所在地、名称、役員又は 構成員の選任、輸入検査を行う者の 選任及び解任、協力会社との提携、 提携内容等、業務規程の認可に係る 変更及び業務の休廃止の届出等の諸 手続について明確に規定しているこ

h) 指定後の指定権者への諸手続きに

別紙 5 指定審査評価表(指定容器検査機関)

審査項目	調査項目	   判 定 基 準	区分ごる	との評定	特記事項
<b>宙</b> 上·只口		刊是条字	合	否	小品子名
申請書及び添付書類に関する事項	<ul><li>申諸書及び添付書類の整備状況</li></ul>	1. 高圧ガス堡安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。) に基づく指定試験機関等に関する省令(平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。) 第36条に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。			
	・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(容器検査等又は型式承認試験の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの) (d) 申請者が法人である場合は、役員又は構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した	2. 登記簿の謄本は申請日から1年以内 のものであること。 (参考:指定の基準に関する事項③)			
	書面 (e) 容器検査等又は型式承認試験に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面	(参考:指定の基準に関する事項①)			
	(f) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の氏名及び資格を記載した書面	(参考:指定の基準に関する事項②)			
	(g) 容器検査等又は型式承認試験以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書画(h) 協力会社を用いて容器合の当たを開いて容器合の当たを用いて容器合の当たを開びの事項を記載した書面(1) 名称及び所在地(2) 定部を開びる事項との他の設備の数となる事項を記載を表現した。第一次の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	(参考:指定の基準に関する事項④)			
	・指定を受けようとする区分、地域及び 業務の範囲	3. 規則第35条の規定に基づき、指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲が明確になっていること。			
申請者の資格に 関する事項	• 欠格事項	4. 規則第36条第5号に規定するとおり、法第58条の31第2項において準用する法第58条の19に規定する欠格条項に該当していないこと			
	・容器検査の公正性の確保	5. 申請者は、規則第36条第6号に規 定する公正性を確保していること。 1) 容器検査の業務を遂行するための			

おけっ 甘滋 > 問	<b>ソエントケー</b> (供)と、サント用リビマよっ!	方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。  2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正にするおそれのある影響を受けないこと。  3) その他、容器検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象の容器の設計、製造に直接関与しないこと。	
指する事権では、関する事権である事権を制造を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	<ul> <li>・必要な検査設備は、次に掲げるものとする。</li> <li>(a) 寸法測定器具</li> <li>(b) 引張試験機</li> <li>(c) 衝撃試験機</li> <li>(d) 金属顕機</li> <li>(e) 金属用硬傷試験機備、磁粉探傷試験設備又は浸透探傷試験設備() 超音波探傷試験設備() 耐圧試験設備() 心所正試験設備() 心心野談時() 以外別域。気密試験設備() 内視鏡及び照明器具() 内視鏡及び照明器具() 内視鏡及び照明器具() 内足力サイクル試験遺備() 内部直接() 内部直接() 以下投影鏡又は形状測定機() かいまして、</li> <li>(p) 断熱性能試験設備又は保冷性能試験設備() など類素露試験設備() 大炎暴露試験設備() 大炎素素試験設備() 大炎素素試験設備() 下能試験設備() 下能試験設備() 下能試験と変全弁をある。</li> <li>(x) 方能試験機() で、シルノのよいのと表し、</li> <li>(x) 方能試験機() で、シルノのよいのと表し、</li> <li>(x) 方能試験機() で、シルノのよいのと表し、</li> <li>(x) 方能試験機() はね試験機() はね試験機() はればいるいは、</li> </ul>	<ul> <li>6.</li> <li>1) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要となる設備を保有又は借入により確保していること。</li> <li>2) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要な機械器具その他の設備が明記されていること。</li> </ul>	
	・機械器具その他の設備についての添付書類 ・機械器具その他の設備の管理	7. 1) 規則第36条第4号口に規定する内容が記載されたものであること。 ① 機械器具その他の設備の数 ② 機械器具その他の設備の性能 ③ 機械器具その他の設備の所在場所及びその所有又は借入の別  2) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合は、借入れ先との契約関係が明確であり、容器検査等又は型式承認試験の実施に支障を及ぼさないものであること。 8.機械器具その他の設備の管理は次に適合すること。 ① 全ての設備は適切に管理されていなければならない。維持管理の手順は文書化されていなければならない。維持管理の手順は文書化されていなければならない。過負荷や誤った取扱いを受けた設備、又は疑わしい結果を与えたり、検証その他により不良	
		と見なされた設備は使用を停止し て明確に区別しておき、それが修 理され、校正、検証又は試験によ って満足に稼働することが判明す るまで、できるだけ特定の場所に	

保管しなければならない。 検査機関は、以前に行われた検査 に対する影響を調べなければなら 1211 ② 各設備は、それらの校正状態を 示すために適宜ラベルを貼付する かマークを付けるか、又はその他 の方法で識別しなければならな い。 ③ 実施する検査にとって重要な各 設備について、記録を維持しなけ ればならない。記録には次の事項 を含まなければならない。 (a) 個々の設備の名称 (b) 製造業者名、型式名及び製造 番号又は他の特定の識別 (c) 受入年月日及び設置年月日 (d) 現在の設置場所 (適当な場 合) (e) 受入時の状態(例えば、新 品、中古、再調整品) (f) 製造業者の取扱説明書(可能 な場合) (g) 校正及び/又は検証の日付とそ の結果並びに次回の校正/又は検 証の日付 (h) 今までの維持管理の詳細及び 今後の維持計画の詳細 (i) 損傷、機能不良、調整又は修 理の履歴 ・計測のトレーサビリティと校正 9. 計測のトレーサビリティと校正は次 に適合すること。 ① 検査の正確さ又は有効性に影響 を及ぼす全ての計測設備及び試験 設備は、業務に供する前に校正及 び/又は検証を受けなければならな い。検査機関は保有する計測設備 及び試験設備の校正及び検証のた めの計画を確立していなければな らない。 ② 設備の校正及び/又は検証並びに 設備の有効性確認に関する全体計 画は、検査機関が行う試験が、適 用できる場合は常に国家標準への トレーサビリティを確保するよう に設計され、運用されなければな らない。校正証明書は、適用でき る場合は常に計測の国家標準への トレーサビリティを明示し、計測 結果を記述していなければならな ③ 計測の国家標準へのトレーサビ リティが適用できない場合には、 検査機関は、例えば適当な検査機 関比較試験又は能力試験計画に参 加し、計測結果の相互関係につい ての十分な証拠を備えておかなけ ればならない。 ④ 検査機関が保有する計測の参照 標準は校正のみに使用し、参照標 準としての機能が無効にされてい ないことを実証できる場合以外 は、その参照標準を他の目的に使 用してはならない。 ⑤ 計測の参照標準は、国家標準へ のトレーサビリティを提供できる

機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計

		画がなければならない。	
		⑥該当する場合、参照標準並びに計	
		測及び試験の設備は、校正と検証 の期間内に使用現場での点検を受	
		けなければならない。	
② 容器検査等 又は型式承認	・容器等検査員の要件	10.   (1) 容器検査員は、規則第 38 条各号に	
スは空式承認 試験を実施す		規定する条件のいずれか一に該当す	
る者(以下「容		る者であること。	
器等検査員」		① 容器検査又は型式承認試験を実	
という。)の資格に関する事		施する容器等検査員に関する条件 は、次のイからハまでのいずれか	
項		一に該当するものであること。	
		イ 甲種機械責任者免状、乙種機	
		械責任者免状若しくは甲種化学 責任者免状の交付を受け、又は	
		学校教育法による大学若しくは	
		高等専門学校若しくは従前の規	
		定による大学若しくは専門学校	
		において化学、物理学若しくは 工学に関する課程を修めて卒業	
		し、かつ、高圧ガスの充てんの	
		作業、容器の製造の作業又は容	
		器の検査の実務に関する2年以上の経験を有すること。	
		ロ学校教育法による高等学校又	
		は従前の規定による工業学校に	
		おいて工業に関する課程を修め て卒業し、かつ、高圧ガスの充	
		てんの作業、容器の製造の作業	
		又は容器の検査の実務に関する	
		4年以上の経験を有すること。	
		ハ イ又はロに掲げる条件と同等 以上のものと通商産業大臣が認	
		めたもの	
		② 附属品検査又は型式承認試験を	
		実施する容器等検査員に関する条 件は、次のイからハまでのいずれ	
		か一に該当するものであること。	
		イ 甲種機械責任者免状、乙種機	
		械責任者免状若しくは甲種化学 責任者免状の交付を受け、又は	
		学校教育法による大学若しくは	
		高等専門学校若しくは従前の規	
		定による大学若しくは専門学校 において化学、物理学若しくは	
		工学に関する課程を修めて卒業	
		し、かつ、高圧ガスの充てんの	
		作業、附属品の製造の作業又は 附属品の検査の実務に関する2	
		年以上の経験を有すること。	
		ロ 学校教育法による高等学校又	
		は従前の規定による工業学校に おいて工業に関する課程を修め	
		おいて工業に関する課程を修め て卒業し、かつ、高圧ガスの充	
		てんの作業、附属品の製造の作	
		業又は附属品の検査の実務に関	
		する4年以上の経験を有すること。	
		ハ イ又はロに掲げる条件と同等	
		以上のものと通商産業大臣が認	
		めたもの ③ 容器再検査又は附属品再検査を	
		実施する容器等検査員に関する条	
		件は、次のイから二までのいずれ	
		か一に該当するものであること。 イ 学校教育法による大学若しく	
		は高等専門学校又は従前の規定	
	<u> </u>	11.1.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.	

③ 容器検査等 マル州よる初	<ul> <li>容器等検査員の数</li> </ul>	による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めてんの作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の製造の検査の実務に関する六月以上の経験を有すること。 ロ 学校教育法による工業学校とは従れて工業に関する課程を必めて大の規定による記職者で表表して、おいて大の製造の検査をの表表には若古の製造の検査を有免状の交付を受けているとの経験任者、容異によの経験任者、の製造の検査を有免状の交付を受けていると、コー等以上のものと通商産業大臣が認めたもの指定を器検査して、規則第39条に規して、2000年に対し、2000年に対して、2000年に対しで、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対しでは、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対して、2000年に対しで、2000年に対しで、2000年に対しで、2000年に対しで、2000年に対しで、2000年に対しが、2000年に対しで、2000年に対しが、2000年に対しが、2000年に対しが、2000年に対しが、2000年に対しが、2000年に対しが、2000年に対しが、2000年に対しが、2000年	
又は型式承認 試験を実施す る者の数項 関する事項	・容器等検査員の管理	定する数(20名)以上確保されていること。  12. 容器等検査員の管理は次に適合すること。 ① 検査機関は、容器等検査員への訓練内容が最新の状態に保たれていることを確保しなければならない。 ② 容器等検査員に関する資格、訓練、技能及び経験に関する記録が、検査機関に維持されていなければならない。	
<ul><li>④ 構成員の構成に関する事項</li></ul>	・役員の氏名及び略歴並びに次に掲げる 法人の種類に応じた構成員の氏名又は 名称 ① 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条に基づき設立された法人 社員 ② 商法(明治 32 年法律第 48 号)第 53 条の合名会社及び合資会社並びに 有限会社法(昭和 15 年法律第 47 号)第 1 条第 1 項の有限会社 社員 ③ 商法第 53 条の株式会社 株主 ④ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年 法律第 181 号)第 3 条の事業協同組合 公に農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 4 条第 1 項の農業協同 組合 組合員 ⑤ 中小企業等協同組合法第 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法第 4 条第 1 項の農業組合直接 又は間接にこれらを構成する者 ⑥ その他の法人 当該法人に応じて ①から⑤までに掲げる者に類する者	13. 規則第36条第4号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合しているものであること。 1) 役員及び構成員は、完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあってはならないものであること。 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した書面は、事業計画書、業務規程等に照らし合わせること等により容器検査等又は型式承認の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれがないことを確認できるものであること。	
	・役員等の略歴等に関する添付書類 (法人全体の組織図及び構造図を含 む。)	3) 法人全体の組織図及び人員配置が 記載されたものであって、その構成 が容器検査等又は型式承認試験業務 を円滑に遂行する能力を維持できる 組織及び機構であること。	

- ⑤ 容器検査等 又は型式承認 試験の業務に 公正性確保に 関する事項
- ・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること(容器検査等 又は型式承認試験以外の業務を実施している場合には、容器検査等又は型式 承認試験以外の業務との関係を含む。)
- a) 特定の者を不当に差別的に取扱う ものでないこと
- b) 容器検査等又は形式承認試験を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- c) その他容器検査等又は型式承認試 験の公正な実施に支障を及ぼすおそ れがないものであることを示す以下 の事項
- ◎公正な検査を行うための組織及び管理体制

- 14. 規則第36条第4号二及び第18条の2各号に規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。
- 1) 容器検査等又は型式承認試験以外 の業務の種類及び概要が明記されて いること。
- 2) 容器検査等又は型式承認試験以外 の業務により、容器検査又は型式承 認試験の業務の物理的能力に支障を 及ぼさないこと、及び申請者の経理 的基礎が不安定になるおそれがない こと。
- 3) 特定の者を不当に差別的に取扱う おそれ(手数料、検査所要期間、事 務手続上の差別等)がないこと。
- 4) 容器検査を実施する者が、自ら容器検査等又は型式承認試験の対象となる容器等について設計、製造等容器検査等又は型式承認試験以外の業務を行わないことが明確に定められていること。
- 5) 容器検査等又は型式承認試験の公 正な執行の支障となる覚書又は協定 がないこと。
- 6) 容器検査等又は型式承認試験担当 部門の職務分掌及び権限が業務規程 中に明確に定められ、容器検査等又 は型式承認試験を行う容器等につい て他の業務を行わず、他部門から不 当な拘束を受けないようになってい ること。
- 15. 検査機関の組織及び管理体制は、次に適合すること。
  - ① 職務の遂行に必要な職権と資質を持つ管理職員を配置していること
  - ② 職員の仕事の質に悪影響を与える何らかの商業的、財務的及びその他の圧力が、職員に及ばないことを確実にする取決めを設けること。
  - ③ 判断の独立性と完全さへの信頼 が常に維持されるように組織化す ること。
  - ④ 検査の品質に影響を及ぼす業務 の管理、実行、検証を行う全職員 についての責任、権限及び相互関 係を定め、文書化すること。
  - ⑤ 検査の方法及び手続き、検査の 目標並びに結果の評価に精通した 者による監督を行うこと。監督者 以外の職員に対する監督者の比率 は、十分な監督が確保できるよう なものでなければならない。
  - ⑥ 技術的運営に全般的な責任を持つ技術管理者(いかなる職名でもよい)を置くこと。
  - ⑦ 品質システムとその実行に責任を持つ品質管理者(いかなる職名でもよい)を置くこと。品質管理者は、検査機関の方針又は方策に関して決定を行う最高幹部及び技術管理者に直接接触できなければならない。

検査機関によっては、品質管理 者が同時に技術管理者又は副技術 管理者であってもよい。

- ⑧ 技術管理者又は品質管理者が不在の場合に備え、複数の代理者を指名すること。
- ⑨ 該当する場合、検査の受検者の 機密情報及び所有権の保護を確実 にするため、文書化した方針と手 順を設けること。
- ⑩ 適切であれば、検査機関間相互 比較試験及び能力試験の計画に参 加すること。
- ◎公正な検査を行うための品質システム、監査及び見直し
- 16. 検査機関の品質システム、監査及び 見直しは次に適合すること。
  - ① 検査機関は、検査をする容器等の区分、範囲及び数量に適応した品質システムを確立し、維持しなければならない。そのシステムの構成要素は文書化されていなければならない。品質文書は検査機関の職員が利用できるものでなければならない。検査機関は検査の業務の品質に対する方針と目標及び責務を明らかにし、文書化しなければならない。

検査機関の管理は、上記の方針 及び目標が品質マニュアルとして 文書化され、これが検査機関の関 係全職員に周知され、理解され、 実行されることを確保しなければ ならない。品質マニュアルは、品 質管理者の責任のもとに常に最新 の状態に維持されていなければな らない。

- ② 品質システム及び関連品質文書 には、検査機関の方針及び運営手 順が記載されていなければならな い。品質システム及び関連の品質 文書は、次の事項を含んでいなけ ればならない。
  - (a) 目標及び責務を含む品質方針 についての最高幹部の声明
  - (b) 検査機関の組織及び管理機構、母体となる組織の中での位置付け及び関連の組織図
  - (c) 管理、技術的運営、支援サービス及び品質システムの間の関
  - (d) 文書の管理及び維持の手続き
  - (e) 幹部職員の所掌業務及びその 他の職員の所掌業務との関連
  - (f) 計測のトレーサビリティを達成するために検査機関がとる手続き
  - (g) 検査機関が検査を行う容器又 は附属品の区分
  - (h) 検査手順の由来の明示
  - (i) 検査物件の取扱い手順
  - (j) 検査に用いる機器及び参照標準の由来の明示
  - (k) 機器の校正、検証及び保全の 手順の明示
  - (1) 検査結果の相違が検出された り又は文書化された方針と手順 からの逸脱が生じた場合に取る べきフィードバック及び是正処 置の手順
  - (m) 文書化された方針及び手順又 は標準仕様からの逸脱事項を例 外的に計容する場合の検査機関

管理の取決め (n) 苦情処理の手続き (o) 機密及び所有権の保護手続き (p) 監査及び見直しの手続き ③ 検査機関は、品質システムの要 求事項への適合が維続するよう運 営されていることを検証するた め、適当な間隔でその活動の監査 を行う取決めを設けなければなら ない。この監査は、可能な限り監 査される活動とは無関係な立場に あり、訓練され、資格を与えられ た職員によって行われなければな らない。 監査の結果、検査機関の検査結 果の正確さ又は有効性に疑問が指 摘されれば、検査機関は速やかに 是正措置をとり、影響を及ぼして いるかもしれない検査依頼者に書 面で通知しなければならない。 ④ 採用された品質システムは、そ の適合性及び有効性の継続を確実 にするため、並びに必要な変更又 は改善事項を取り入れるため、運 営幹部が少なくとも年一回見直さ なければならない。 ⑤ 全ての監査及び見直しにおける 所見及びそれらに基づいて行われ る是正措置は文書化しなければな らない。品質に責任を有する者 は、これらの措置が合意された期 間内に実行されることを確保しな ければならない。 ⑥ 定期監査に加えて検査機関は点 検を実施し、これによって検査依 頼者への提出結果の品質を確保し なければならない。これらの点検 には見直しを行わなければなら ず、また、点検は次の事項を適宜 含んでいなければならない。ただ し、これらの事項に限るものでは ない。 (a) 可能な限り、統計的技術を用 いた内部品質管理スキーム (b) 能力試験又はその他の検査機 関比較試験への参加 (c) 同一の、又は別の方法による 繰り返し試験 (d) 保存試料における再試験 (e) 試料の他の特性に関する結果 との相関 ⑥ 経理的基礎 経理的基礎 17. 公正な容器検査等又は型式承認試験 に関する事項 業務を適確かつ円滑に実施するに当た 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態 が良好であること。 2) 容器検査等又は型式承認試験業務 を行うための最小限の固定的費用を 賄うに足る資産を保有しているこ 3) 容器検査等又は型式承認試験の瑕 疵に起因するトラブルが発生した場 合にも、当該トラブルに対し自らの 責任に応じて対応できる措置(財政 的な備え、損害賠償責任保険への加 入など) が講じられていること。 帳簿に関する事 18.

項	・帳簿	1) 規則第67条第4項に規定する帳簿 の様式が定められていること。		
	・帳簿の保存体制	2) 帳簿は、検査を実施した日から6 年間保存し、その内容について溯及		
		できる体制が整備されていること。		

別紙6 業務規程認可審查評価表(指定容器検査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごる	との評定	特記事項
	₩ <u>₩</u> <u>н.</u> •×, г		合	否	14 FD 4 V
V 業務規程	(業務規程の記載事項) (1) 容器検査等又は型式承認試験の業	○ 規則第44条に規定する項目が全て 業務規程中に定められていること			
	務を行う時間及び休日に関する事項 (2) 容器検査等又は型式承認試験の業				
	務を行う場所に関する事項				
	(3) 容器検査等又は型式承認試験を行 おうとする容器等に応じた検査項目 に係る検査の方法及びその結果の判 定方法に関する事項	(3) 検査の方法は容器保安規則に規定 する事項を満足していること。			
	(4) 容器検査等又は型式承認試験に係 る手数料の収納の方法に関する事項				
	(5) 容話等の刻印に関する事項				
	(6) 容器等の型式承認試験合格証の交 付に関する事項				
	(7) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者(以下「容器等検査員」という。)の選任及び解任に関する事項	(7) 容器等検査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。			
	(8) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の配置並びに教育に関する 事項	(8) 厳正かつ適正な容器検査等又は型式承認試験を実施するため、容器等検査員に対して配置当初及び配置後定期に、容器等検査員の能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。			
	(9) 容器検査等又は型式承認試験を行った容器又は附属品に係る容器検査 等又は型式承認試験の申請書の保存 に関する事項	(9) 容器検査等又は型式承認試験の申請書は、その別添書類とともに、適切な期間を設定して保存することが明確になっていること。			
	(10) 容器検査等又は型式承認試験を行う際に携帯する身分証及びその携帯 に関する事項	(10) 本人と確認できる身分証明書及び 容器検査等又は型式承認試験を行う 際のその携帯に関する事項が明確に なっていること。			
	(11) 容器検査等又は型式承認試験に係 る協力会社との関係、業務の区分、 責任の所在等に関する事項	(11) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 容器検査等又は型式承認試験の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。 (参考:別紙3中申請書及び添付書類に関する事項)			
	(12) 容器検査等又は型式承認試験の記録を記載する報告書の様式に関する 事項	(12) 容器検査等又は型式承認試験の記録を記載する報告書の様式が業務規程中に明確になっていること。			
	(13) 前各号に掲げるもののほか、容器 検査等又は型式承認試験の業務に関 し必要な事項	(13)			
	し必要な事項 (a) 容器検査等又は型式承認試験を 受け付けられない場合	(a) 法第 58 条の 31 において準用する法第 58 条の 21 に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。			

		1 1	
(b) 罰則規定	(b) 社内規程等により罰則規定等が		
	明確になっていること。		
(c) 容器検査等又は型式承認試験を	(c) 事故が発生した容器又は附属品		
実施した容器又は附属品で事故が	の所在する都道府県と協力して事		
発生した場合の対応について	故原因の究明等を行う体制を容器		
	検査等又は型式承認試験の実施に		
	影響を及ぼさない上で整備する旨		
	規定していること。		
	事故の発生、事故原因の究明等		
	の状況につき指定権者に速やかに		
	報告する旨規定していること。		
(d) 検査申請者等から受けた苦情を	(d) 検査申請者等から受けた苦情を		
解決するための方針及び手続きに	解決するための方針及び手続きを		
ついて	規定していること。全ての苦情の		
	記録と検査機関が取ったその処置		
	の記録を保存する旨規定している		
	こと。		
	苦情その他の状況からみて、検		
	査機関の方針若しくは手続き又は		
	指定の基準に対する検査機関の適		
	合性、又は検査機関の検査の品質		
	に関して疑義が生じた場合、検査		
	機関は、その関連の活動と責任の		
	範囲に対して遅滞なく監査を行う		
	ことを確実にする旨規定している		
	こと。		

別紙7 指定審查評価表(指定特定設備検査機関)

# 書類目	特記事項
書類に関する事項  204号。以下「注」という。)に基づく指定試験機関等に関する省合(呼政 9 年通商産業省令第23号。以下「規則」という。)第47条に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。  ・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における事業年度及び翌支予算書(特定設備検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項と他の業務に係る事項と他の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの) (d) 申請者が法人である場合は、役員又は構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人である場合は、その法人である場合は、その大人の表称)並びにその構成割合を記載した書面 (e) 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面 (f) 特定設備検査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (f) 特定設備検査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (f) 特定設備検査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (f) 特定設備検査を方っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (f) 協力会社を用いて特定設備検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 (f) 各称及び所在地 (参考:指定の基準に関する事項⑤) (参考:指定の基準に関する事項⑥) (参考・注意の基準に関する事項⑥) (参考・注意の基準に関する事項⑥) (参考・注意の基準に関する事項⑥) (参考・注意の基準に関する事項⑥) (参考・注意の基準に関する意見の表質の表質の表質の表質の表質の表質の表質の表質の表質の表質の表質の表質の表質の	
・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の膳本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借 対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支 予算書(特定設備検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項と他の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの) (d) 申請者が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面 (e) 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面 (f) 特定設備検査と実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (g) 特定設備検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて特定設備検査を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて特定設備検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 (1) 名称及び所在地 (2) 定款又は寄附行為 (3) 特定設備検査に用いる機械器具 その他の設備の数及び性能	
称)並びにその構成割合を記載した書面  (e) 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面  (f) 特定設備検査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面  (g) 特定設備検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面  (h) 協力会社を用いて特定設備検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面  ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能	
(f) 特定設備検査を実施する者の氏名 及び資格を記載した書面 (g) 特定設備検査以外の業務を行って いる場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて特定設備検査を 行う場合の当該協力会社に係る次の 事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 特定設備検査に用いる機械器具 その他の設備の数及び性能	
(g) 特定設備検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて特定設備検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能	
申請者の資格に 関する事項       ・欠格事項       4. 規則第 47 条第 5 号に規定するとお り、法第 58 条の 32 第 2 項において準 用する法第 58 条の 19 に規定する欠格 条項に該当していないこと。	
・特定設備検査の公正性の確保	

<ul> <li>・必要な検査設備は、次に掲げるものとする。</li> <li>(a) 寸法測定器</li> <li>(b) 引張試験設備</li> <li>(c) 衝撃試験設備</li> <li>(d) 超音波探傷試験設備</li> <li>(e) 磁粉探傷試験設備</li> <li>(f) 浸透探傷試験設備</li> <li>(g) 放射線透過試験設備</li> <li>(h) 耐圧試験設備</li> <li>(i) 気密試験設備</li> <li>(j) 真空漏えい試験設備</li> </ul>	2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正にするおそれのある影響を受けないこと。 3) その他、特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象の特定設備の設計、製造に直接関与しないこと。 6. 1) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要となる設備を保有又は借入により確保していること。 2) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要な機械器具その他の設備が明記されていること。		
・機械器具その他の設備についての添付 書類	7. 1) 規則第 47 条第 4 号口に規定する内容が記載されたものであること。 ① 機械器具その他の設備の数② 機械器具その他の設備の性能 ③ 機械器具その他の設備の所在場所及びその所有又は借入の別		
	借入れる場合は、借入れ先との契約 関係が明確であり、特定設備検査の 実施に支障を及ぼさないものである こと。		
・機械器具その他の設備の管理	8.機械器具その他の設備の管理は次に適合すること。 ① 全ての設備は適切に管理されているければない。維持管理ないで無持れていなければなられているはないのというではない。というではないではないではないのではないではないのではないではないではないではないではないではないではないではないがではないがでは		
	する。 (a) 寸法測定器 (b) 引張試験設備 (c) 衝撃試験設備 (d) 超音波探傷試験設備 (e) 磁粉探傷試験設備 (f) 浸透探傷試験設備 (g) 放射無透過試験設備 (h) 耐圧試験設備 (i) 気密試験設備 (j) 真空漏えい試験設備 ・機械器具その他の設備についての添付 書類	の圧力により検査の実施を不公正に するおそれのある影響を受けないこと と。 3) その他、特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおぞれのないこと。 (例えば、検査対象の特定設備の設計、製造に直接関与しないこと。 (例えば、検査対象の特定設備の設計、製造に直接関与しないこと。 (例えば、検査対象の特定設備の設計、製造に直接関与しないこと。 (1) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要となる設備を保有又は借入により確保していること。 (2) 旅券報透過試験設備 (4) 成計透過試験設備 (5) 真空漏えい試験設備 (6) 放射線透過をの他の設備についての添付 書類  「1) 規則第47条第4号ロに規定する内容が記載されたものであること。 (3) 機械器具その他の設備の機価が開記されていること。 (4) 機械器具をの他の設備の性能 (5) 機械器具その他の設備の性能 (6) 機械器具その他の設備の作成場所及びその所有又は借入の別 (2) 機械器具その他の設備の作成場所及びその所有又は借入の別 (2) 機械器具その他の設備の管理を及ぼさないものであること。 (4) 機械器具をの他の設備の管理されていなければなるない。通貨を対しい対ければならない。通貨を対しい対け、過度を対して対け、過度を対して対け、過度を対して対け、過度の管理とないに対して対け、過度の管理されていなければならない。通貨を持定と対していたりに対け、過度であれた対し、通貨を対して対対はならない。通貨を持定といて、通に対して対対はならない。通貨では対しなければならない。企業を関は、以前に行われた検査に対する影響を調べなければならない。企業を関は、以前に行われた検査に対する影響を調べなければならない。企業を関は、以前に行われた検査に対する影響を調べなければならない。企業を関は、以前に行われた検査に対する影響を調べなければならない。企業をはは、それらの校正状態を示すために適宜ラベルを貼付するか、マークを付けるか、又はたの機能は、以前に行われた検査に対する影響を調べなければならない。(6) 個々設備の必备係。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登備の公務係。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登録の公務所。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登録の公務所。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登録の公務所。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登録の公務所。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登録の公務所。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登録の公務所。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登録の公務所。(6) 製造業者名、型式絡及び製造書号又は他の登録の公置は対しないるのではないるのではな	の形力により検査の実施を全力によったおとれのある影響を受けないこと。

(金) 受入時の故意(倒えば、新 病、中立、再機能力) (金) 投工及び入は検証の目付とそ の知知のは大きなのはないでは、別域 から目付 (3) 今までの滞神を強の詳細及び 今後の確認計画の行動 (4) 他無、機能不及、関策又は後 理の課題とないまして、 (5) かきのであるとし、 (6) を返び正確さ又は有効性に影響 を返びすることが、 (7) を必要が出るなればからかい、 を返しているではないないでは、 (7) というないでは、 (8) が 200 により、 (8) が 200 により、 (8) が 200 により、 (9) が 200 により、 (9				
(2) 製造業者の表現股用準(1年 ためか) (2) 松正及び人性検証の目付とその対象地が大力な担保 20月付 (2) 公主での権害管理が12、20月付 (2) 公主のが上が大力な正文 21代 20月付 (2) 公主のでの権害管理が12、20月付 (2) 公主のでの権害管理が12、20月代 (2) の			(e) 受入時の状態(例えば、新	
(全) 松工及び「父は検証の目付とその発展強に失過回の収正/又は検証の目前を目前の目前 (1) 今までの補助等面の評論」び 今後の補助等面の評論 (1) 和感、報味不良、調味文は修理の回應 ・許測のトレーサビリティと検正は ・ 計測のトレーサビリティと検正は ・ 計測のトレーサビリティと検正は ・ 計測のトレーサビリティと検正は ・ 計測のトレーサビリティと検正は ・ 活動ですること。 (1) 係を対している。			品、中古、再調整品)	
(金) 松下及が又な材施の自怜とそ の効果並びに火炬の対正で又は検 施り口付 (の) 今までの利料管理の締御及び 今後の発展予目、商歌又は修 理の機能 ・計画のトレーサビリティと校正  9. 計画のトレーサビリティと校正 (3. 格金の工能を又は名を他に影響 を次はするでの制制関係及び実験 設備は、深がは神声を通信で正及 びが入げ解説を受けたけばならない。 検査機能は関連していなければならない。 検査機能は関連などが検索を対していなければならない。 を変した変していなければならない。 のが動きを表すること ・ (の) お他の工能を対すること ・ (の) が動きを表すること ・ (の) があるに使用、(の) があるがはけ、			(f) 製造業者の取扱説明書(可能	
<ul> <li>・計測のトレーサビリティと校正</li> <li>・計測のトレーサビリティと校正</li> <li>・計測のトレーサビリティと校正は次に適性を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を</li></ul>			(6)	
(f) 今までの熱学管理の解謝及び 今後のの熱学情報 理問題  ・計劇のトレーサビリティと校正  ・計劇のトレーサビリティと校正は次 に適合すること。 (f) 核変の無熱学情報 を放送することのは、実際に味するいました。 (f) 核変の無熱学情報を受けなければからない。 (g) 変数の検えではは、実際に味するでは、大変が関係を受けなければからない。 (g) 変数の検えのは、一般を機関が関係である。 (g) 変数の検えのは、一般を機関を関係するようになからない。 (g) 変数の検えのは、一般を機関を受けなければならない。 (g) が、以外の機関を受けなければならない。 (g) 計画の自然理解やのトレーサビリティを検索するようになからない。 (g) 計画の自然理解やのトレーサビリティを関係するようになからない。 (g) 計画の自然理解やのトレーサビリティを開催した。 (h) 対象を記述していなりればならない。 (g) 計画の自然理解やのトレーサビリティを機関を開催を表記述していなりればならない。 (g) 計画の自然理像やのトレーサビリティが提供できない場合を機関関係が発するように対する状態があった。 (g) 計画の自然理像、同父は遺音を機関機関解解を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対				
・計測のトレーサビリティと校正  ・計測のトレーサビリティと校正  ・計測のトレーサビリティと校正  9 計測のトレーサビリティと校正は次に発きするとと。 ① 検索の正確文とは方的性に影響を支げするでから間に検定及び欠又接触を受けなるとか。 ※ 核型機能が保育する計画の確定及び欠又接触を受けるである。 ② 影像の検証と及が入又は検証をびたない。 ② 影像の検証と及が入又は検証をびたない。 ② 影像の検が性感能がない。 ② 影像の体の大きなが、				
(1) 組成、機能不良、調整文は終 即の原歴  9. 計画のトレーサビリティと校正は次 に適合すること。 (2) 権力の正確文以も関連では、 (3) 権力の正確文以も関連では、 (4) 権力の正確文以も関連では、 (5) 大学経済を受けなけなびらない。 (5) 大学経済を受けなけなびらない。 (6) 数値の対理に及び又は検証をでいると称 計画は、検査機関では、実際に使用への トレーサビリティを確定するよう に高語され、運用されるはなった。 (6) 計画の国家健康への トレーサビリティを確定するよう に高語されに関連を連への トレーサビリティを確定するよう に高語されているなければならな。 (7) 計画の国家健康への トレーサビリティを確定するよう に高語されているなければならな。 (8) 計画の国家健康への トレーサビリティを確定するよう に高語さればならない。 (5) 計画の国家健康への トレーサビリティが適用できる場合は 機関の教育を持ち、計画 港港を高語していなければならな。 (6) 計画の国家健康へのトレーサビ リティが適用を対す相互関係につい てでサラな伝統を構 関連などが最小には 接続機関とついる。 (6) 対して、 (6) 対しで、 (6) 対しに、			(h) 今までの維持管理の詳細及び	
現の同歴  9. 計測のトレーサビリティと校正に次に適合すること。 (1) 検査のに輸入又は有効性に影響を受けまでは対してはない。 (2) 検査のに輸入又は有が正と影響を受けませればならない。検査機関は保有する計画設備 及び財験設備の世界及び外担心がよりない。 (3) 数値の校正及び人は検証がより変が、適用できる場合は正国家機能へのトレーサビリティを確保するようない。 (3) 対側の国家などのははならない。 (4) 対側の国家などのははならない。 (5) 対側の国家などのはなどのはないなければならない。検証制事は、適用できる場合は正常を持つできない場合には、特別の国家などのはなどのもない。 (5) 対側の国家などのはなどのもない場合には、特別の国家などのはなどのもない。 (6) 対側の国家などのは、対側の国家などのは、対側の国家などのは、対してはならない。 (7) 対側の国家などのは、対しては、特別の国家などのは、対してはならない。 (8) 対側の国家などのは、対しては、特別の国家などのは、対しては、特別の国家などのは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して				
・計画のトレーサビリティと校正			(i) 損傷、機能不良、調整又は修	
(主)			理の履歴	
(・連合すること。 ① 株をの正確を又は名効性に影響を及けているがにに影響を及けているが、 ・				
② 特定政価権 全員の要件  ② 特定政価権 でのよいでは、関連では、大きないい、 を実施できる場合にない、 を実施できるない。 ② 対象を通信を対するように、 ま物に対する の		・計測のトレーサビリティと校正		
を及ぼす全ての計測整備及び影響  設備に、業務に味っる前に皮皮を び、又は始まを受けなければならな い、強金機関と発する計測と簡 及び影像設備の校正及び検証のた かのが開き確立していなければならな と、強音機関が行う影像が、適 周にできる場合に、国家でかの トレーサビリティを機体であまう に設計され、成形に国家体やの トレーサビリティを機体であまう に設計され、成形に国家体やの トレーサビリティを機体であまう に設計され、成形に対して らない、校正配明書は、流形でき る場合は常に対しの国家保管の トレーサビリティを関係し、計画  就是を認性していなければならな い。 ② 計画の国家標準のトレーサビ リティが適用できない場合には、接 整備関化を対象又は途上が設計制に参 加し、計画能を利加国限についての一分な証拠を備えておかなけ ればならない。 ③ 解型機関が経済に対し、参照機 機両に必ずなが成場が開し、参照機 機両に変が機関としていてのようない。 ② 解する場合以外 は、その参照と使のであるない。 ③ 解する場合に対するように ・ おのかレーサビリティを関係が会かした ・ はならない。 ② 解する場合と変ない。 ② 解析を使いてきないが確認を のトレーサビリテムを関係できる場合以外 は、その参照を使のであるない。 ③ 演する場合とない。 ② 演する場合とない。 ③ 演する場合とない。 ③ 演する場合、参照標準の反正なが検証の計画がなければならない。 ③ 演する場合、参照標準の反正なが検証の計画がなければならない。 ③ 演する場合、参照標準の反正なが検証の対しているない。 ③ 演する場合、参照標準の反正なが検証の対しているない。 ③ 演する場合、参照標準の反正など検証の対しているないが表しているない。  ② 特定政権検査員の要件  10.  中産政権検査員の要件  まる主による人学をしては 高等専門学校又と経済的規定による大き記しては高等専門学校 とないない。 ・特定設備の 検査に一年以上を手した総数と合 参なてを楽し、かつ、特定設備の 検査に一年以上を平した総数と合 参なと一年以上を平した総数と合 ・すること。 ② 学で教育会はによる高等専門学校				
要備は、業務に限する前に校正及 び欠は特殊を受けなければならない。 を実施機関の修在する計測と個 及び等数整備の立ていなければならない。 会議の校正及び修理がのに要及修験部のための計画を確立していなければならない。 を制度が行う就要が、適 用できる場合は常に国家接縁へのトレーサビライを開発されまればならない。 に設計され、週刊会れなければならない。 という校正規明書は、適用できる場合には、 を対していなければならない。 第400回家様弊へのトレーサビリティを明示し、計制 結果を記述していなければならない。 第400回家様弊へのトレーサビリティを開発についての十分な証拠を備えておかなければならない。 (2) 新地の国家様等へのトレーサビリティを開発についての十分な証拠を備えておかなければならない。 (3) 新地の国家様等へのトレーサビリティを提供である。 近にならない。 (4) 権法機関が終するする計画の参照 標準にしている疑認が展示にされていないことを実施できる場合以外は、その参照標準をしての機能が展示にされていないことを実施の目的に使用限場での点検を 様性で校正されなければならない。 (5) 新地の参照機構を切れていた。 近に関する場合、参照標準が比下されなければならない。 (6) 厳重する場合、参照標準が比下されなければならない。 (7) 新地の参照機での原体を ・特定設備を全員の要件 を主要値する条件のは可以の使用での原体を をが正されなければならない。 (6) 厳重する場合、参照標準を切に 計画がなければならない。 (7) 特定設備を登して、 ・特定設備を全員の要件 (1) 特定設備を全員の要件 (1) 特定設備を全員の要件 (1) 特定設備を全員の要件 (2) 特定設備を全員の要件 (3) 特定設備を全員の場合を をで本業し、かつ、特定設備の を被として、対しまでは、として、 第2 中間では、対しまでは、対しまでは、 第3 中間では、対しまでは、 第4 中間では、対しまでは、 第5 中間では、 第5 中間では、対しまでは、 第5 中間では、対しまでは、 第5 中間では、対しまでは、 第5 中間では、対しまでは、 第5 中間では、 第5 中間では、				
び又は検証を受けなければならな い、接き機関は保有・含計別習情 及び吟歎説像の校正及び検証のた めの計画を確立していなければな らない。 ② 海傷の校正及が又は検証がびた っない。 ② 海傷の存の状態器に関する全体計 画は、検査機関が行う気味が、適 用できる場合に深に国家障かの トレーサビリティを確保するよう に定計され、適用さき る場合は常に対しなならない。 (② 計画の国家標準の トレーサビリティを研示し、計画 を表表と記していなければならない。 ③ 計画の国家標準のトレーサビ リティが適用できない場合には、 接套機関にいいての十分な証拠を備えておかなけ ればならない。 ④ 計画を基本を担任関係についての十分な証拠を備えておかなけ ればならない。 ④ 検理機関が保有する計測の参照 標準としての機能が振効におければならない。 「会理機関が保有する計測の参照 構造としての機能が振効におければならない。 「会理機関が保持を必要と強しの特定 用してはならない。 ⑤ 諸国する場合とない。 ⑤ 諸国する場合とない ・ 参照標準の反正及び検証が  「国ががなければならない。 ⑥ 諸国する場合を無格電がいて 計画及が球座を他の日のに使 用してはならない。 ⑥ 諸国する場合を診断性での定接なの計 画ががればり用現場での定とない。 『 諸国する場合を影響を他の を表と集中で 本の解析に関 する事項  「 特定機能検査員の要件				
及び歌歌僧伽の放正及び鈴証のための計画を確立していなければならか。 (2) 設備の校正及び又は徐正並びに設備の名の性難認に関する全体計画は、接左機関がする全体計画は、接左機関がする全体計画は、接左機関がする全体計画は、接右機関がするとない。 (3) 計画の温度に温度である。 (4) 大阪正証明書は、適用できる場合は常に国家に設計しているければならない。 (4) 計画を書き、 (5) 計画の国家標準へのトレーサビリティを開発していない。 (4) 計画結果の日本には、 (4) 接続機関に収入に該当な後を機関に収入に該当な後を機関に収入に該当な後を機関に収入に設備とない。 (5) 計画が保存する計画の参照を開生しての機能が保存する計画の参照を開生しての機能が保存する計画の参照を開生しての機能を表しましての機能が発生を使の対正反が展定されなければならない。 (6) 計画の参照標準へのトレーサビリティを開催できる機関で数正を使の対正反が能図の計画が対ければならない。 (6) 計画の参照標準の数正反が能図の計画が対ければならない。 (7) 参定数量を必要を表性の対して使用と、対して関係を表しまる。 (7) 参定数量を表しまない。 (1) 等定数備検査員は、規則第 49 条各号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。 (2) 学校表音法による大学社(は高等専門学校には前の規定による大学社(は高等専門学校に対応の規定による大学社)には高等を用いては高等を用いては高等を用いては高等を用いては高等を用いては高等を用いては高等を用いては高等を用いては高等を用いては高等を表しまる。 (4) 学校表音法による高等を用いて、特定設備の検査に一定は高等を用いて、特定設備の検査に一定は高等を用いて、対して、対しないによる大学社(は高等を用いて、対しないによる大学社)とは高等を表しまること。 (4) 学校表書法による高等を用いて、対しないによる大学社)とは、表しないによるないによるないによるないによるないによるないによるないによって、表しないによるないによるないによるないによるないによるないによるないによるないによる				
かの計画を確立していなければならない。 ② 微偏の校正及び/又は検託並びに 設備の有効性確認に関する全体計 画は、検査を機関が行う発体、適 用できる場合は常に固定様準への トレーサビリティを確保するよう に設計され、運用されなければならない、計測 結果を記述していなければならない。 ③ 計測の国家標準へのトレーサビ リティが適用できな場合には、例えば活動計画に参 加し、計測級果の相互傾信でのいての・分を証拠を備えておかなけ ればならない。 ④ 物産機関が保育する計画の参照 標準比較正のみに使用し、参照標 準をしてのみに使用、しる時間 標準比較正のみに使用、しる時間 で校正されなければならない。 6 かを機関が保育する計画の参照 標準としてのみに使用、しる時間 で校正されなければならない。 3 計測の多解標準をしてのみに使用、しる時間 で校正されなければならない。 6 対象で検証を確認での状況が最近の計画がなければならない。 8 対象でを機関をの反正及が最近の計画 画がなければならない。 8 数当する名と、 8 数当なるない。 10 特定設備検査員の要件 10 特定設備検査員は、規則第49条各 号に規定する条件のいずれかーに該 当する者であること。 (2 今年後費店による大学者しくは 高等即学校又は従前の規定によ る大学者しくは高等専門学校といて理楽又は工学に関する課程を 修約で卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上後等し、経験を有 すること。 (2 今年後費店による高等専門学校				
おおい				
② 歌曲の校正及びバスは検証速びに 設備の有効性確認に関する全体計画は、検査機関が行う試験が、適 用できる場合はなに計画の国家標準への トレーサビリテイを施作するよう に設計され、運用されなければなら らない、校正証明書にし、計画 諸果を記述していなければならな い。				
画は、核金機関が行う試験が、適用できる場合は常に国家様準へのトレーサビリティを能保するように設計され、設用されたければならない、校正証明書に、計画できる場合は常に計測の国家様準へのトレーサビリティを開いていなければならない。 ② 計劃の国家様準へのトレーサビリティを開い、計算結果のおことを機機関比較試験又は能力試験計画に参加し、対している。 (② 計劃の国家様準へのトレーサビリティを開発についての十分な証拠を備えておかなければならない。 ② 検査機関が保有する計測の参照標準はとないのみに使用し参加でしたない。 ② 検査機関が保有する計測の参照標準としての機能が悪効に含れなければならない。 ② 静定設備検査しての場所できる場合以外は、その実際標準としての機能が影励に使用が関係できるがある場合以外は、その実際標準としての機能が表別によるない。 ③ 計測の参照標準に、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で変とされなければならない。 ③ 計測の参照標準に関係性単の自的に使用してはならない。 ③ 計画がおければならない。 ③ 談当もる場合、参照標準立切に引動及び幹職の影倫は、核型と検査が関係を受けなければならない。 ③ 談当もる場合、参照標準立切に引動及び幹職の影倫は、核型と検査を受けなければならない。 ③ がと改善がで表記による大学者しくは高等専門学校又は従前の規定による大学者しくは高等専門学校又は従前の規定による大学者しくは高等専門学校とははいて選挙文による大学者しくは高等専門学校とはないて選挙文によった。第本に設備を整めて考えし、かつ、特定設備を終めて考えし、かつ、特定設備を終めて考えし、かつ、特定表情を表している。 ② 学校教育法による高等専門学校				
用できる場合は常に国家標準へのトレーサビリティを確保するように設計され、選用できれなければならない、校正証明書目、適用できる場合は常に計画ののトレーサビリティを研示し、計測問題家標準へのトレーサビリティを可示し、計測問題家を記述していなければならない。  ③ 計測の国家標準へのトレーサビリティを通常であるない。  ④ 検査機関は、例えば適当な検査機関比較対策対目に参加し、計測結果の相互関係についての十分企証機を備えておかなければならない。  ④ 検査機関はでのみに使用し、参照標準としての機能が無効にされていないことを実証であるは使用し、参照標準としての機能が無効にされていないとを実証である場合以外は、その参照標準を他の目的に使用してはならない。  ⑤ 計測の参照標準に、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で変形れながはならない。  ⑥ 計測のが政策を制定して対しばならない。  ⑤ 計測の参照標準に、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で変形ながはばならない。  ⑥ 計測の参照標準に、国家標準へのトレーサビリティを提供できる場合の状態が表述の計画がなければならない。  ⑥ 診当する場合、参照標準がによるい。  ⑥ 等に設定する条件のいずれかに該当する者であること。  ⑥ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において理学とは工学に関する課程を修改すること。  ⑥ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において理学とは工学に関する課程を係めて楽し、かっ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。  ② 学校教育法による高等専門学校				
トレーサビリティを確保するよう に設計され、運用されなければならない。校正部明書は、適用できる場合は常に計測の国家標準への トレーサビリティが適用できない場合にならない。 ② 計測の国家標準へのトレーサビ リティが適用できない場合を産機 関比較試験では能力試験計画に参 加し、計測を単の相互関係についての十分な証拠を備えておかなければならない。 ② 食機関が保育する計測の参照 標準は校正のみに使用し、参照標準としての機能が高がにされていないことを実証できる場合以外 は、その参照標準を他の目的に使 用してはならない。 ③ 計測の参照標準を他の自的に使 用してはならない。 ⑤ 計測の参照標準をとれなければならない。参照標準の校正及び就会の設備の計画がなければならない。 ⑥ 該当する場合、参照標準のだ正及び無の計画がなければならない。 ⑥ 該当する場合、参照標準のだに表の対象の設備を受けなければならない。 ② 該当する場合、参照標準なびに 計測反対影解の設備とない。 ③ () 特定設備検査員は、校正と検証の期間に使用現場での点検を受けなければならない。 ② () 特定設備検査目は、規則第 49 条各 号に規定する条件のいずれかーに該 当する者であること。 ① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において理学文は工学に関する課程を修めて発生、か、物定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
(こ設計され、適用できる場合は近ばならない、後正証明書は、適用できる場合は気に計劃の国家標準へのトレーサビリティを明示し、計劃 結果を記述していなければならない。 ② 計測の国家標準へのトレーサビリティが適用できない場合には、検査機関は、例えば適当な危意機関別批数に験文は能力が設計画に参加し、計測結果の相互関係についての十分な話題を備えておかなければならない。 ② 検査機関に会けにある場際標準は近いのよび使用し、参照標準は近いのよび使用し、必要照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合的に使用してはならない。 ③ 計劃の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。 ③ 計計の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。 ③ 政当する場合、参照標準のでは、校正と検証の期間に使用現場での点検を受けなければならない。 ③ 政当する場合、参照標準をして、規則第49条各号に規定する条件のいずれか一に該当する場合、参照標準をとし、 地別第49条各号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。 ① 学校教育法による大学者しくは高等専門学校において理学文は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
らない、校正証明書は、適用でき る場合は常に計画の国家標準への トレーサビリティを明示し、計劃 結果を記述していなければならない。 ② 計測の国家標準へのトレーサビ リティが適用できない場合には、検査機関は、例えば適当な検査機関 関比較試験又は能力が験計画に参 加し、計劃結果のおはを確していたのかけての十分な証拠を備えておかなけ ればならない。 ④ 検査機関が保有する計測の参照 標準は反正のがに使用し、参照標準をしての機能が影響が高にさいてのような正できる場合以外 は、その参照標準は、国家標準へのトレーサビライを提供できる 機関で校正されなければならない。 ⑤ 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビライを提供できる 機関で校正されなければならない。 ⑤ 該当する場合、参照標準並びに 計測及び試験の設備は、校正と検 証の期間内に使用現場での点検を 受けなければならない。 ⑥ 該当する場合、参照標準並びに 計測及び試験の設備は、校正と検 証の期間内に使用現場での点検を 受けなければならない。 ⑥ 該当する場合、参照標準立びに 計測及び試験の設備は、校正と検 証の期間内に使用現場での点検を 受けなければならない。 ① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校フは従前の規定によ る大学者しくは高等専門学校でにおいて理学又は工学に関する課程を 修めて容楽し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。② 学校教育法による高等専門学校			· ·	
る場合は常に計測の国家標準へのトレーサビリティを明示し、計測 結果を記述していなければならない。  ③ 計測の国家標準へのトレーサビリティが適用できない場合には、検査機関は、例えば適当な性直接 関比較対験文は動力が製計画に参加し、計測結果の相互関係についての十分な証拠を備えておかなければならない。 ④ 検査機関は大のない使用といるないは 根理・ないのないを は、その参照標準を他の目的に使用してはならない。 ⑤ 計測の参照標準を他の目的に使用してはならない。 ⑤ 計測の参照標準は 国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。 ⑤ 計画がなければならない。 ⑥ 該当ちる場合、参照標準をびに計測なが対域の設備は、校正と検証の計画がなければならない。 ⑥ 該当ちる場合、参照標準をびに計測なび対験の設備は、校正と検証の別間内に使用現場での点検を受けなければならない。 ⑥ 該当ちる場合、参照標準をびに計測なび対験の設備は、校正と検証の別間内に使用現場での点検を受けなければならない。 ⑥ 診当方る事なとと、② 学校教育法による大学者しくは高等専門学校とはいて理学文は正常に関する条件のいずれかーに該当する音をあること。 ⑥ 学校教育法による大学者しくは高等専門学校において理学文は正常に関する課権を修めて楽集し、かつ、特定設備の検査に十年以上従事した経験を有すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
トレーサビリティを明示し、計測 結果を記述していなければならない。  ③ 計測の国家標準へのトレーサビ リティが適用できない場合には、 検査機関は、例えば適当な検査機 関比較試験は又は能力試験計画に参加し、計測結果内柱 国際につい ての十分な証拠を備えておかなけ ればならない。  ④ 検査機関が保有する計測の参照 標準は校正のなに使用し、参照標準としての機能が無効にされてい ないことを実証できる場合以外 は、その参照標準を他の目的に使 用してはならない。  ⑤ 計測の参照標準はできる場合以外 は、その参照標準を他の目的に使 用してはならない。  ② 特定の方はりはできる い、参照標準の校正及び検証の計 画がなければならない。  ⑥ 該当する場合、参照標準立びに 計測及び影験の設備は、校正と検 証の期間内に使用現場での点検を 受けなければならない。  ② 特定設備検査員は、規則第 49 条名 各の資格に関 する事項  ・特定設備検査員の要件  10.  (1) 特定設備検査員は、規則第 49 条名 内に規定する条件のいずれか一に該 当する者であること。  ① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は正常に関する融程を 修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
## を記述していなければならな いい。				
い。				
② 計測の国家標準へのトレーサビリティが適用できない場合には、検査機関は、別えば適当な検査機関比較試験又は能力試験計画に参加し、計測結果の相互関係についての一分な定題を備後であれなければならない。 ④ 検査機関が保有する計測の参照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準を他の目的に使用してはならない。 ⑤ 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関を放正されなければならない。 ⑥ 該当する場合、参照原準並びに計測のが設定が設定が設定が設定が設定が設定が設定が設定が設定が設定が設定が設定が設定が				
リティが適用できない場合には、検査機関は、例えば適当な検査機関財験対験又は能力試験対画に参加し、計測結果の相互関係についての十分な証拠を備えておかなければならない。 (3) 検査機関が保有する計測の参照模理ないのみに使用し、参照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準は、国家標準へのトレーサリティを経過でも正されなければならない。 (3) 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサリティを検できる機関で校正されなければならない。 (4) 新測の参照標準がに、直家標準へのトレーサリティを検できる機関で校正されなければならない。 (5) 計測のが試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。 (6) 該当する場合、参照標準がに、計測を必要を受けなければならない。 (7) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。 (9) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において理学又は江戸に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校			T	
検査機関は、例えば適当な検査機関比較試験 又は能力試験計画に参加し、計測結果の相互関係についての十分な証拠を備えておかなければならない。  ② 検査機関が保有する計測の参照標準は校正のみに使用し、参照標準としての機能が無効にされていないことを凝証できる場合以外は、その参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。  ③ 計測の多照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準並のだ正及が検証の計画がなければならない。  多該当する場合を会に、計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。  ② 特定設備検査員は、規則第49条各者の資格に関する事項  10.  (1) 特定設備検査員は、規則第49条各者の資格に関する事項  10.  (1) 特定設備検査員は、規則第49条各者の資格に関する条件のいずれか一に該当する者であること。  ③ 学校教育による大学若しくは高等専門学校において理学又は従等専門学校において理学又は従等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。  ② 学校教育法による高等専門学校				
関比較試験又は能力試験計画に参加し、計測結果の相互関係についての十分な証拠を備えておかなければならない。 (3) 検査機関が保有する計測の参照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準を他の目的に使用してはならない。 (3) 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリスければならない。参照標準へのトレーサビリスければならない。参照標準のが設定及び検証の計画がなければならない。参照標準のでは計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。 (4) 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。 (5) (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 (1) 学校教育法による大学者しくは高等専門学校において理学の対定による大学者しくは高等専門学校において理学又はご等に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校				
加し、計測結果の相互関係についての十分な証拠を備えておかなければならない。 ② 検査機関が保有する計測の参照標準は反正のみに使用し、参照標準としての機能が無力にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準としての機能が無力を出してはならない。 ③ 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリテとを提供できる機関で校正及び検証の計画がなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。参照標準の校正及が検証の計画がなければならない。 ③ 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。  ① 特定設備検査員の要件  10.  (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 ① 特定設備検査法による大学者しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。② 学校教育法による高等専門学校				
での十分な証拠を備えておかなければならない。  (金) 検査機関が保有する計測の参照標準は校正のみに使用し、参照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。参照標準の改正及び検証の計画がなければならない。 (金) 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証が明内に使用現場での点検を受けなければならない。 (カー・特定設備検査員の要件 10. (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。 (1) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学者しくは高等専門学校又は従前の規定による大学者しくは高等専門学校ではおいて理文は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校			24-25-41-24-41-41-41-41-41-41-41-41-41-41-41-41-41	
ればならない。				
標準は校正のみに使用し、参照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準を他の目的に使用してはならない。 (3) 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。参照標準がびに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。 (4) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者の資格に関する事項  「10. 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 (5) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において理学又は任節の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校				
準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準をの目的に使用してはならない。  ③ 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。  ⑥ 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。  ② 特定設備検査員の要件  10.  (2) 特定設備検査員の要件  10.  (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 (1) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校ではおいて理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校			<ul><li>④ 検査機関が保有する計測の参照</li></ul>	
ないことを実証できる場合以外は、その参照標準を他の目的に使用してはならない。 (⑤) 計測の参照標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。 (⑥) 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。 (⑥) (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する著であること。 (⑥) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学者しくは高等専門学校又は従前の規定による大学者とくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (⑥) 学校教育法による高等専門学校			標準は校正のみに使用し、参照標	
は、その参照標準を他の目的に使用してはならない。  (3) 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。  (4) 特定設備検査員の要件  (5) 特定設備検査員は、規則第 49 条各号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。 (6) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校区はは、高等専門学校区はは高等専門学校区はおいて理学又は正学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (6) 学校教育法による高等専門学校				
用してはならない。 (5) 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。 (6) 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。 (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 (1) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校又は近前の規定による大学者しくは高等専門学校とはいて理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校			ないことを実証できる場合以外	
(3) 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。 (4) 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。 (5) (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 (1) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校とおいて理学又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一本学と、かつ、特定設備の検査に一本学と、かつ、特定設備の検査に一本学と、かつ、特定設備の検査に一本学と、かっ、特定設備の検査に一本学と、かっ、特定設備の検査に一本学と、かっ、特定設備の検査に一本学と、かっ、特定設備の検査に一本学を表し、から、対策を表し、から、対策を表し、から、対策を表し、から、対策を表し、から、対策を表し、から、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、から、対策を表し、表し、表し、対策を表し、表し、表し、対策を表し、表し、対策を表し、表し、対策を表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表			は、その参照標準を他の目的に使	
のトレーサビリティを提供できる 機関で校正されなければならない。 ⑥ 該当する場合、参照標準並びに 計測及び試験の設備は、校正と検 証の期間内に使用現場での点検を 受けなければならない。  10. (1) 特定設備検査員は、規則第 49 条各 号に規定する条件のいずれかーに該 当する者であること。 (1) 学校教育法による大学若しくは 高等専門学校又は従前の規定によ る大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を 修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校			用してはならない。	
機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。参照標準の校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。  (2) 特定設備検査員の要件 査を実施する者の資格に関する事項  10. 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。 (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。 (2) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校			⑤ 計測の参照標準は、国家標準へ	
い。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。 (⑤) 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。 (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 (1) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定において理学と以て学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等専門学校				
画がなければならない。				
<ul> <li>⑥ 該当する場合、参照標準並びに 計測及び試験の設備は、校正と検 証の期間内に使用現場での点検を 受けなければならない。</li> <li>① 特定設備検査員の要件</li> <li>10. (1) 特定設備検査員は、規則第 49 条各 号に規定する条件のいずれかーに該 当する者であること。</li> <li>① 学校教育法による大学若しくは 高等専門学校にお いて理学又は江学に関する課程を 修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有すること。</li> <li>② 学校教育法による高等専門学校</li> </ul>				
<ul> <li>・特定設備検査員の要件</li> <li>・特定設備検査員の要件</li> <li>10.         <ul> <li>(1) 特定設備検査員は、規則第 49 条各 号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。</li> <li>① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。</li> <li>② 学校教育法による高等専門学校</li> </ul> </li> </ul>			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
<ul> <li>・特定設備検査員の要件</li> <li>査を実施する者の資格に関する事項</li> <li>・特定設備検査員の要件</li> <li>10.         <ul> <li>(1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。</li> <li>① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。</li> <li>② 学校教育法による高等専門学校</li> </ul> </li> </ul>				
② 特定設備検査員の要件       10.         (1) 特定設備検査員は、規則第 49 条各 号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。       当する者であること。         ① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において理学又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。       ② 学校教育法による高等専門学校				
<ul> <li>② 特定設備検査員の要件</li> <li>10.         <ul> <li>(1) 特定設備検査員は、規則第49条各 号に規定する条件のいずれか一に該当する者であること。</li> <li>① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。</li> <li>② 学校教育法による高等専門学校</li> </ul> </li> </ul>			//	
査を実施する 者の資格に関 する事項  (1) 特定設備検査員は、規則第 49 条各 号に規定する条件のいずれか一に該 当する者であること。 ① 学校教育法による大学若しくは 高等専門学校又は従前の規定によ る大学若しくは高等専門学校にお いて理学又は工学に関する課程を 修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。 ② 学校教育法による高等専門学校			受けなければならない。	
査を実施する 者の資格に関 する事項  (1) 特定設備検査員は、規則第 49 条各 号に規定する条件のいずれか一に該 当する者であること。 ① 学校教育法による大学若しくは 高等専門学校又は従前の規定によ る大学若しくは高等専門学校にお いて理学又は工学に関する課程を 修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
者の資格に関する事項  号に規定する条件のいずれかーに該当する者であること。 ① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 ② 学校教育法による高等専門学校		・特定設備検査員の要件		
当する者であること。 ① 学校教育法による大学若しくは 高等専門学校又は従前の規定によ る大学若しくは高等専門学校にお いて理学又は工学に関する課程を 修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
① 学校教育法による大学若しくは 高等専門学校又は従前の規定によ る大学若しくは高等専門学校にお いて理学又は工学に関する課程を 修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。 ② 学校教育法による高等専門学校			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程をいて理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 ② 学校教育法による高等専門学校	する事項		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
る大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
いて理学又は工学に関する課程を 修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
修めて卒業し、かつ、特定設備の 検査に一年以上従事した経験を有 すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
検査に一年以上従事した経験を有 すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
すること。 ② 学校教育法による高等専門学校				
② 学校教育法による高等専門学校				
			*	
大は従刑が就たによる甲寺子仪に				
			人は近別が死化による中寺子仪に	

③ 特定設備検	・特定設備検査員の数	おいて工学に関する課程を修めて 卒業し、かつ、特定設備の検査に 二年以上従事した経験を有するこ と。 ③ ①又は②に掲げる条件と同等以 上のものと通商産業大臣が認めた もの 指定特定設備検査機開が常時雇用 している職員であること。  11. 特定設備検査員は、規則第50条に	
査を実施する 者の数等に関 する事項		規定する数(20名)以上確保されていること。	
	<ul><li>特定設備検査員の管理</li></ul>	12. 特定設備検査員の管理は次に適合すること。 ① 検査機関は、特定設備検査員への訓練内容が最新の状態に保たれていることを確保しなければならない。 ② 特定設備検査員に関する資格、訓練、技能及び経験に関する記録が、検査機関に維持されていなければならない。	
④ 構成員の構成に関する事項	・役員の氏名及び略歴並びに次に掲げる 法人の種類に応じた構成員の氏名又は 名称 ① 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 34 条に基づき設立された法人 社員 ② 商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 53 条の合名会社及び合会社並びに有限会社法(昭和 15 年法律第 47 号)第 1 条第 1 項の有限会社 社員 商法第 53 条の株式会社 株主 40 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条の事業協同組合、事業協同の制組合法の事業協同和組合法第 3 条の 組合並びに農業協同組合法第 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法第 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法第 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法第 4 条第 1 項の農業協同組合法第 4 条第 1 項の農業組合連合会直接又は間接にこれらを構成する者 ⑥ その他の法人 当該法人に応じて①から⑤までに掲げる者に類する者	13. 規則第 47 条第 4 号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合しているものであること。 1) 役員及び構成員は、特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあってはならないものであること。 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した書面は、事業計画書、業務規程等に照らし合わせること等により特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれがないことを確認できるものであること。	
	・役員等の略歴等に関する添付書類 (法人全体の組織図及び構造図を含 む。)	3) 法人全体の組織図及び人員配置が 記載されたものであって、その構成 が特定設備検査業務を円滑に遂行す る能力を維持できる組織及び機構で あること。	
⑤ 特定設備検 査の業務の公 正性確保に関 する事項	・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること(特定設備検査以外の業務を実施している場合には、特定設備検査以外の業務との関係を含む。)	14. 規則第 47 条第 4 号二及び第 18 条の 2 各号に規定する内容が記載されたも のであり、次の要件に適合しているこ と。 1) 特定設備検査以外の業務の種類及 び概要が明記されていること。 2) 特定設備検査以外の業務により、 特定設備検査の業務の物理的能力に 支障を及ぼさないこと、及び申請者 の経理的基礎が不安定になるおそれ	

- a) 特定の者を不当に差別的に取扱う ものでないこと
- b) 特定設備検査を受ける者との取引 関係その他の利害関係の影響を受け ないこと
- c) その他特定設備検査の公正な実施 に支障を及ぼすおそれがないもので あることを示す以下の事項
- ◎公正な検査を行うための組織及び管理体制

がないこと。

- 3) 特定の者を不当に差別的に取扱う おそれ(手数料、検査所要期間、事 務手続上の差別等)がないこと。
- 4) 特定設備検査を実施する者が、自 ら特定設備検査の対象となる特定設 備について設計、製造等特定設備検 査以外の業務を行わないことが明確 に定められていること。
- 5) 特定設備検査の公正な執行の支障 となる覚書又は協定がないこと。
- 6) 特定設備検査担当部門の職務分掌 及び権限が業務規程中に明確に定め られ、特定設備検査を行う特定設備 について他の業務を行わず、他部門 から不当な拘束を受けないようにな っていること。
- 15. 検査機関の組織及び管理体制は、次に適合すること。
  - ① 職務の遂行に必要な職権と資質を持つ管理職員を配置していること
  - ② 職員の仕事の質に悪影響を与える何らかの商業的、財務的及びその他の圧力が、職員に及ばないことを確実にする取決めを設けること。
  - ③ 判断の独立性と完全さへの信頼 が常に維持されるように組織化す ること。
  - ④ 検査の品質に影響を及ぼす業務 の管理、実行、検証を行う全職員 についての責任、権限及び相互関 係を定め、文書化すること。
  - (5) 検査の方法及び手続き、検査の 目標並びに結果の評価に精通した 者による監督を行うこと。監督者 以外の職員に対する監督者の比率 は、十分な監督が確保できるよう なものでなければならない。
  - ⑥ 技術的運営に全般的な責任を持つ技術管理者(いかなる職名でもよい)を置くこと。
  - ⑦ 品質システムとその実行に責任を持つ品質管理者(いかなる職名でもよい)を置くこと。品質管理者は、検査機関の方針又は方策に関して決定を行う最高幹部及び技術管理者に直接接触できなければならない。検査機関によっては、品質管理者が同時に技術管理者又は副技術管理者であってもよい。
  - ⑧ 技術管理者又は品質管理者が不 在の場合に備え、複数の代理者を 指名すること。
  - ⑨ 該当する場合、検査の受検者の 機密情報及び所有権の保護を確実 にするため、文書化した方針と手 順を設けること。
  - ⑩ 適切であれば、検査機関間相互 比較試験及び能力試験の計画に参 加すること。
- ◎公正な検査を行うための品質システム、監査及び見直し
- 16. 検査機関の品質システム、監査及び 見直しは次に適合すること。
  - ① 検査機関は、検査をする特定設備の区分、範囲及び数量に適応した品質システムを確立し、維持し

なければならない。そのシステム の構成要素は文書化されていなければならない。品質文書は検査機 関の職員が利用できるものでなければならない。検査機関は検査の 業務の品質に対する方針と目標及 び責務を明らかにし、文書化しなければならない。

検査機関の管理は、上記の方針 及び目標が品質マニュアルとして 文書化され、これが検査機関の関 係全職員に周知され、理解され、 実行されることを確保しなければ ならない。品質マニュアルは、品 質管理者の責任のもとに常に最新 の状態に維持されていなければな らない。

- ② 品質システム及び関連品質文書 には、検査機関の方針及び運営手 順が記載されていなければならな い。品質システム及び関連の品質 文書は、次の事項を含んでいなけ ればならない。
  - (a) 目標及び責務を含む品質方針 についての最高幹部の声明
  - (b) 検査機関の組織及び管理機 構、母体となる組織の中での位 置付け及び関連の組織図
  - (c) 管理、技術的運用、支援サー ビス及び品質システムの間の関 係
  - (d) 文書の管理及び維持の手続き
  - (e) 幹部職員の所掌業務及びその 他の職員の所掌業務との関連
  - (f) 計測のトレーサビリティを達成するために検査機関がとる手続き
  - (g) 検査機関が検査を行う特定設 備の区分
  - (h) 検査手順の由来の明示
  - (i) 検査物件の取扱い手順
  - (j) 検査に用いる機器及び参照標 準の由来の明示
  - (k) 機器の構成、検証及び保全の 手順の明示
  - (1) 検査結果の相違が検出された り又は文書化された方針と手順 からの逸脱が生じた場合に取る べきフィードバック及び是正処 置の手順
  - (m) 文書化された方針及び手順又 は標準仕様からの逸脱事項を例 外的に許容する場合の検査機関 管理の取決め
  - (n) 苦情処理の手続き
  - (o) 機密及び所有権の保護手続き
  - (p) 監査及び見直しの手続き
- ③ 検査機関は、品質システムの要求事項への適合が継続するよう運営されていることを検証するため、適当な間隔でその活動の監査を行う取決めを設けなければならない。この監査は、可能な限り監査される活動とは無関係な立場にあり、訓練され、資格を与えられた職員によって行われなければならない。

監査の結果、検査機関の検査結 果の正確さ又は有効性に疑問が指

		簡さればなとれないにて書いるのは、 では、といいはないない。 (4) のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		
<ul><li>⑥ 経理的基礎に関する事項</li></ul>	・経理的基礎	との相関  17. 公正な特定設備検査業務を適確かつ 円滑に実施するに当たり 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態 が良好であること。 2) 特定設備検査業務を行うための最 小限の固定的費用を賄うに足る資産 を保有していること。 3) 検査の瑕疵に起因するトラブルか 発生した場合にも、当該トラブルに 対し自らの責任に応じて対応できる 措置(財政的な備え、損害賠償責任 保険への加入など)が講じられていること。		
帳簿に関する事 項	・帳簿 ・帳簿の保存体制	<ul><li>18.</li><li>1) 規則第67条第5項に規定する帳簿の様式が定められていること。</li><li>2) 帳簿は、検査を実施した日から6年間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。</li></ul>		

別紙8 業務規程認可審查評価表(指定特定設備検査機関)

審査項目	調査項目	判 定 基 準	区分ご	との評定	特記事項
<b>省</b> 国切目	nn	刊化签毕	合	否	<b>竹</b> 配
V 業務規程	<ul><li>(業務規程の記載事項)</li><li>(1) 特定設備検査の業務を行う時間及び休日に関する事項</li></ul>	○ 規則第55条に規定する項目が全て 業務規程中に定められていること			
	(2) 特定設備検査の業務を行う場所に 関する事項				
	(3) 特定設備検査を行おうとする特定 設備に応じた検査項目に係る検査の 方法及びその結果の判定方法に関す る事項	(3) 検査の方法は特定設備検査規則第 6条の3に規定する事項を満足してい ること。			
	(4) 特定設備検査に係る手数料の収納 の方法に関する事項				
	(5) 特定設備検査合格証の交付に関す る事項				
	(6) 特定設備基準適合証の交付に関す る事項				
	(7) 特定設備検査を実施する者の選任 及び解任に関する事項	(7) 特定設備検査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。			
	(8) 特定設備検査を実施する者の配置 並びに教育に関する事項	(8) 厳正かつ適正な特定設備検査を実施するため、特定設備検査員に対して配置当初及び配置後定期に、特定設備検査員の能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。			
	(9) 特定設備検査を行った特定設備に 係る特定設備検査の申請書の保存に 関する事項	(9) 特定設備検査の申請書は、その別 添書類とともに、適切な期間を段定 して保存することが明確になってい ること。			
	(10) 特定設備検査を行う際に携帯する 身分証及びその携帯に関する事項	(10) 本人と確認できる身分証明書及び 特定設備検査を行う際のその携帯に 関する事項が明確になっているこ と。			
	(11) 特定設備検査に係る協力会社との 関係、業務の区分、責任の所在等に 関する事項	(11) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 特定設備検査の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。			
1		(参考:別紙5中申請書及び添付書類に関する事項)			
	(12) 特定設備検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項	(12) 特定設備検査の記録を記載する報告書の様式が業務規程中に明確になっていること。			
	(13) 前各号に掲げるもののほか、特定 設備検査の業務に関し必要な事項 (a) 特定設備検査を受け付けられな い場合	(13)  (a) 法第58条の32において準用する法第58条の21に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。			
İ	(b) 罰則規定	(b) 社内規程等により罰則規定等が			

明確になっていること。			
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
る都道府県と協力して事故原因の			
究明等を行う体制を特定設備検査			
の実施に影響を及ぼさない上で整			
備する旨規定していること。			
事故の発生、事故原因の究明等			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
,			
こと。			
苦情その他の状況からみて、検			
査機関の方針若しくは手続き又は			
指定の基準に対する検査機関の適			
合性、又は検査機関の検査の品質			
1			
こと。			
	(c) 事故が発生した特定設備を有する都道府県と協力して事故原因の究明等を行う体制を特定改開機で整備を行う体制を特定といること。事故の発生、事故原因の究明等の状況につき担定していること。を有者にしているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているとのでのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとの	(c) 事故が発生した特定設備を有する都道府景と協力して事故の原因の究明を協力して事故の開検査の実施に制定していることを備するの変にに関発をでいる。ののでの表生、事故ののでの表生、事故の形式に対している。を表生、を表生ののでのでは、ないのではないのでは、ないのではないいのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのではないのでは、ないのでは、	(c) 事故が発生した特定設備を有する都道府県と協力して事故原因の究明等を行う体制を特定ない上で整備する管理定していること。 事故の発生、事故原因の究明等の状況につき指定していること。 事故の発生、事故原因の究明等の状況につき指定して必合された苦情を報告する時間をから受び手続きを解決するにと。全ての苦情の記録と検査機関が取ったとのとのといること。 苦情その他の状況からみて、検査機関の方針若しくは手続き又は指定の基準に対する検査機関の高音機関の合性、又は検査機関の検査のの音に関して疑義が生じた場合、検査機関は、その関連の活動と責任の範囲に対して遅滞なく監査を行うことを確実にする旨規定している

別紙9 指定審査評価表(検査組織等調査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごと	との評定	特記事項
<b>番</b> 重項目	神 独 日	刊及签字	合	否	付記争供
申請書及び添付書類に関する事項	・申請書及び添付書類の整備状況	1. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)に基づく指定試験機関等に関する省令(平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。)第66条の3に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。			
	・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)	2. 登記簿の謄本は申請日以前1年以内のものであること。			
	(d) 申請者が法人である場合は、役員又は構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面	(参考:指定の基準に関する事項③)			
	意間 (e) 検査組織等調査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (f) 検査組織等調査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (g) 協力会社を用いて検査組織等調査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 検査組織等調査の実績及び調査能力 ④ 検査組織等調査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し (h) 検査組織等調査の実施体制(協力会社を用いる場合には、協力会社の業務範囲を含む。)、所要日数及び1月当たりの調査実施能力	(参考:指定の基準に関する事項①及び び②) (参考:指定の基準に関する事項④)			
	・指定を受けようとする区分及び業務の 範囲	3. 規則第66条の2の規定に基づき、 指定を受けようとする区分が明確にな っていること。			
申請者の資格に関する事項	・欠格事項	4. 規則第66条の3第5号に規定する とおり、法第58条の19の欠格条項に 該当していないこと。			
	・検査組織等調査の公正性の確保	5. 申請者は、規則第66条の3第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 検査組織等調査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正にするおそれのある影響を受けないこと。 3) その他、特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象の特定設備の設			

## 計、製造に直接関与しないこと。 指定の基準に関 統括検査組織等調査員の資格 6. 統括検査組織等調査員は、行おうと する事項 する検査組織等調査の区分に応じて規 ① 検査組織等 則第66条の4第1項各号に規定する 調査検査を実 資格を有する者であることを確認する 施する者の資 とともに、以下の条件を満たす者であ 格に関する事 ること。 項 1) 検査組織等調査機関の運営に関し 十分意見を反映し得る役職にあるこ 2) 検査組織等調査機関が常時雇用し ている職員(出向者を含む。)であ ること。 3) 経済産業大臣が定める研修を修了 していること(規則第66条の2第1 項第4号の4の区分を除く。)。 ② 検査組織等 検査組織等調査を実施する者の数 7. 統括検査組織等調査員1名が調査す 調査員の数等 ることができる事業所、第一種貯蔵 に関する事項 所、工場又は事業場は50以下であ り、かつ、指定を受けようとする区分 ごとに、兼務することなしに最低2名 (規則第66条の2第1項第4号の4 の区分にあっては、1名)の統括検査 組織等調査員を確保できるよう要員を 確保していること。 統括検査組織等調査員の一覧表等(統 8. 規則第66条の3第4号ロに規定す 括検査組織等調査員の職歴(検査、調 る内容が記載されたものであって、 査経歴を含む。)、取得資格等を記載 5. 及び6. の内容について十分確認 したもの。) できるものであること。 ③ 構成員の構 ・役員の氏名及び略歴並びに次に掲げる 9. 規則第66条の3第4号イに規定す 成に関する事 法人の種類に応じた構成員の氏名又は る内容が記載されたものであり、次の 項 名称 要件に適合していること。 1) 役員及び構成員は、検査組織等調 ① 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第34条に基づき設立された法人 査の公正な実施に支障を及ぼすおそ 社員 れがあってはならないものであるこ ② 商法 (明治 32 年法律第 48 号) 2) 役員及び構成員の構成割合を記載 第53条の合名会社及び合資会社並 びに有限会社法 (昭和15年法律第 した書面は、事業計画書、業務規程 47号)第1条第1項の有限会社 社 等に照らし合わせること等により検 香組織等調査の公正な実施に支障を ③ 商法第53条の株式会社 株主 及ぼすようなおそれがないことを確 ④ 中小企業等協同組合法(昭和24 認できるものであること。 年法律第181号)第3条の事業協 同組合、事業協同小組合及び企業 組合並びに農業協同組合法(昭和 22 年法律第132号) 第4条第1項 の農業協同組合 組合員 ⑤ 中小企業等協同組合法第3条の 協同組合連合会及び農業協同組合 法第4条第1項の農業組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する ⑥ その他の法人 当該法人に応じ て①から⑤までに掲げる者に類す ・役員等の略歴等に関する添付書類 3) 法人全体の組織図及び人員配置が (法人全体の組織図及び構造図を含 記載されたものであって、その構成 が検査組織等調査業務を円滑に遂行 ts. ) する能力を維持できる組織及び機構 であること。

10. 規則第66条の3第4号ハ及び第18

条の2各号に規定する内容が記載され

たものであり、次の要件に適合してい

・公正性確保のための条件について、以

下の事項を確認すること(検査組織等

調査以外の業務を実施している場合に

④ 検査組織等 調査の業務の

公正性確保に

関する事項	は、検査組織等調査以外の業務との関係を含む。)  a) 特定の者を不当に差別的に取扱うものでないこと  b) 検査組機等調査を受ける者との取引開係その他の利害関係の影響を受けないこと  c) その他検査組織等調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	ること。 1) 検羅等語 ない で	
⑤ 経理的基礎 に関する事項	- 経理的基礎	判定を左右しかねないような営業上、財政上その他の圧力に影響を受けるおそれがないこと。  11. 公正な検査組織等調査業務を適確かつ円滑に実施するに当たり 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。 2) 検査組織等調査業務を行うための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること。 3) 調査の瑕疵に起因するトラブルが発生した場合にも、当該トラブルに対し自分の責任に応じて対応できる措置(財政的な備え、損害賠償責任保険への加入など)が講じられてい	
		ること。	

<ul><li>⑥ 技術的能力</li><li>に関する事項</li></ul>	• 技術的能力	12. ISO/IEC 17021-1 の認定及び ISO/IEC 27006 の認定を取得している こと (規則第66条の2第1項第4号 の4の区分に限る。)。		
帳簿に関する事 項	・帳簿	13. 規則第 67 条第 3 項に規定する帳簿 の様式が定められていること。		
	・帳簿の保存体制	14. 帳簿は、横査組織等調査を実施した 日から6年間保存し、その内容につい て遡及できる体制が整備されているこ と。		

別紙 10 業務規程認可審查評価表 (検査組織等調査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごと	との評定	特記事項
<b>伊旦</b> (7)口	<b>则</b> 虽 々 ロ	刊化签字	合	否	<b>有此事</b> 例
業務規程に関す る事項	<ul><li>(業務規程の記載事項)</li><li>・検査組織等調査の業務を行う時間及び 休日に関する事項</li></ul>	○ 規則第66条の11に規定する項目が 全て業務規程中に定められていること			
	<ul><li>・検査組織等調査の業務を行う場所に関する事項</li></ul>				
	<ul><li>・検査組織等調査を行おうとする区分の 事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業 場に応じた調査項目に係る調査の方法 及びその結果の判定方法に関する事項</li></ul>				
	・検査組織等調査に係る手数料の収納の 方法に関する事項				
	・認定完成検査実施者調査証、認定保安 検査実施者調査証、容器保安規則第46 条第2項の書面及び特定設備検査規則 証第63条第3項の書面の交付に関す る事項	1) 認定完成検査実施者調査証等の交付について、法人の内部での手続きが明確に規定されていること。			
	<ul> <li>統括検査組織等調査員の選任及び解任 に関する事項</li> </ul>	2) 統括検査組織等調査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。			
	・統括検査組織等調査員及び検査組織等 調査員の配置並びに教育に関する事項	3) 厳正かつ適正な検査組織等調査を 実施するため、統括検査組織等調査 員及び検査組織等調査員に対して、 配置当初及び配置後定期に、能力の 維持・向上のための適切な教育・研修 プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が 記録として残されていること。			
	<ul><li>・検査組織等調査を行った事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に係る検査 組織等調査申請書の保存に関する事項</li></ul>	4) 検査組織等調査申請書は適切な期間(少なくとも認定、登録の有効期間)を設定して保存することが明確になっていること。			
	・検査組織等調査を行う際に携帯する身 分証及びその携帯に関する事項	5) 本人と確認できる身分証明書及び 検査組織等調査を行う際のその携帯 に関する事項が明確になっているこ と。			
	<ul><li>・検査組織等調査機関の実施体制に関する事項</li></ul>	6) 検査組織等調査は、規則第66条の 4に規定する統括検査組織等調査員 及び検査組織等調査員が実施する (判定については、実際に検査組織等調査を行った統括検査組織等調査 員とは別の統括検査組織等調査員が 行う。)こととされており、具体的な要領等がマニュアル等により明確 になっていること。			
	<ul><li>・検査組織等調査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項</li></ul>	7) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。			
		8) 検査組織等調査の作業範囲、責任 の所在が明確になっていること。			
		(参考:別紙1中申請書及び添付書類に 関する事項)			

- ・前各号に掲げるもののほか、検査組織 等調査の業務に関し必要な事項
- a) 検査組織等調査を受けられない場合
- b) 罰則規定
- c) 検査組織等調査実施上留意すべき 事項の周知·教育体制について
- d) 検査組織等調査申請者等から受け た苦情を解決するための方針及び手 続について

e) 指定後の指定権者への諸手続きに ついて

- 9) 法第58条の30の2において準用 する法第58条の21に規定する「正 当な理由」について明確に規定して いること。
- 10) 検査組織等調査機関としての罰則 規定等が明確になっていること。
- 11) 検査組織等調査の対象となる事業 所等についての調査実施上留意すべ き事項について、統括検査組織等調 査員及び検査組織等調査員に定期に 教育等を実施する体制が整備されて いること。

実施状況等が記録として残されていること。

12) 調査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続を規定していること。全ての苦情の記録と検査機関がとったその処置の記録を保存している旨規定していること。

苦情その他の状況からみて、検査 組織等調査機関の方針、手続き又は 指定の基準に対する検査組織等調査 機関の適合性、又は検査組織等調査 機関の調査の品質について疑義が生 じた場合、検査組織等調査機関は、 その関連の活動と責任の範囲に対し て遅滞なく監査を行うことを確実に する旨規定していること。

13) 事業所の所在地、名称、役員又は 構成員の選任、統括検査組織等調査 員の選任及び解任、協力会社との提 携、提携内容等、業務規程の認可に 係る変更及び業務の休廃止の届出等 の諸手続について明確に規定してい ること。